

輸出貿易管理令の運用について

輸出注意事項 6 2 第 1 1 号・6 2 貿局第 3 2 2 号 (S62. 11. 6)
経済産業省 貿易経済協力局

最終改正：輸出注意事項2023第21号 (R5. 12. 1公布、R6. 2. 1施行)

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）及びこれに基づく命令の運用を次のように定め、昭和62年11月10日から実施する。

なお、本件の実施に伴い、昭和36年3月28日付輸出注意事項36第30号（輸出貿易管理令の運用について）は、昭和62年11月9日限り、廃止する。

（注1）この通達の主な関係法令は、次のとおりである。

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）

輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）

輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号。以下「輸入令」という。）

外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）

輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号。以下「輸出規則」という。）

輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号。以下「貨物等省令」という。）

輸出貿易管理令別表第2の3の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年三月十八日経済産業省令第15号。以下「別表第2の3貨物省令」という。）

仮に陸揚げした貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成18年経済産業省令第102号。以下「仮陸揚げ貨物核兵器等開発省令」という。）

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成13年経済産業省令第249号。以下「核兵器等開発等省令」という。）

輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令別表第六号の規定により経済産業大臣が告示で定める化学物質の開発又は製造及び宇宙に関する研究（平成13年経済産業省告示第761号。）

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成20年経済産業省令第57号。以下「通常兵器開発等省令」という。）

輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物（平成13年経済産業省告示第758号。以下「告示で定める貨物」という。）

輸出貿易管理令別表第2及び別表第7の規定に基づき貨物を定める省令（平成4年通商産業省令第38号。以下「貨物省令」という。）

輸出貿易管理令別表第2の4の4の項の規定に基づき経済産業大臣が指定する原産地を誤認させるべき貨物（平成28年経済産業省告示第56号。以下「経済産業大臣が指定する原産地を誤認させるべき貨物告示」という。）

経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物（平成12年通商産業省告示第742号・第746号）

関税法（昭和29年法律第61号）

関税定率法（明治43年法律第54号）

（注2）この通達の1から13までの項の番号は、輸出令の条項の番号と一致している。

- (例) 1 第1条
1-1 第1条第1項
2-1-1 第2条第1項第一号
12-0-1 第12条第一号

0 輸出貿易管理の対象

0-1 輸出の貨物の範囲

輸出令における「貨物」とは、貴金属、支払手段及び証券その他債権を化体する証書以外の動産をいう。(外為法第6条第1項第十五号参照)

(注1) 「貴金属」とは、金の地金、金の合金の地金、流通していない金貨その他金を主たる材料とする物をいう。(外為法第6条第1項第十号参照)

また「金を主たる材料とする物」とは、金地金を使用する物品であって、その含有する金の重量、又は価格が当該物品の重量又はFOB価格の2分の1以上のものをいう。(金箔、金粉又は金液を使用した通常の屏風、陶磁器等は、金を主たる材料とする物としては取り扱わない。)

(注2) 貴金属、支払手段、証券又はその他債権を化体する証書の輸出については、輸出令の対象とはならず、外為法第19条及び外為令第8条の規定の対象となる。

0-2 輸出の時点

輸出の時点は、以下に掲げる場合を除き、貨物を本邦から外国へ向けて送付するために船舶又は航空機に積み込んだ時とする。

(イ) 船舶又は航空機の輸出の場合は、船舶又は航空機を本邦において引き渡した時とし、外国において引き渡すため回航されるものについては、当該回航のため、はじめて、本邦を出発する時とする。ただし、本邦を出港した船舶であって、出港後に成立した輸出契約に基づき外国において引き渡すこととなった場合(いわゆる「洋上売船」)にあつては当該船舶を外国で引き渡した時とする。

(ロ) 本邦の領海又は公海で採捕した水産物等を直接輸出する場合(いわゆる「洋上輸出」)は、当該貨物を外国に向けて輸送を開始した時(外国に向けて航行する船舶に積み替えられたものについては積み替えた時)とする。

1 輸出の許可

1-0 根拠

輸出令第1条は、外為法第48条第1項及び第2項に基づく規定である。

1-1 輸出の許可

(1) 輸出許可事務の取扱い

外為法第48条第1項の規定による経済産業大臣の輸出許可(輸出許可証の訂正、変更、分割及び再交付を含む。)は、別表第1に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課(以下「安全保障貿易審査課」という。)又は経済産業局(経済産業省設置法(平成11年法律第99号)第10条でいう経済産業局(関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。)をいう。以下同じ。)又は沖縄総合事務局(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第43条でいう沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)の商品輸出担当課が行う。ただし、輸出令第12条の規定により税関長に許可の権限が委任されているときは、税関が行う。

(2) 輸出許可申請

(イ) 輸出許可の申請者は、輸出しようとする者本人が原則である。ただし、輸出しようとする

者の代理である旨を記載した書面を添付する場合には、代理者が輸出許可の申請をすることができる。

(注) 輸出しようとする者は、およそ貨物の輸出を行おうとする者であり、居住者であるか非居住者であるかを問わない。また、その輸出貨物について所有権を有する者である必要はないが、自己の判断において輸出しようとする者であることを要する。

本邦以外の地域を仕向地としている貨物で仮に陸揚げしたものを輸出する場合は、「輸出しようとする者」は、仮に陸揚げした貨物を輸出するための手段となる船舶又は航空機を運営する者とする。したがって、船会社や航空会社がこれに該当するが、これが本邦において主体的に運営するものとならない場合には、これに代わり船舶代理店又は船舶オペレーター等であって当該輸出手段を実質的に運営する者がこれに該当する。

(ロ) 輸出許可の申請は、輸出規則第1条第1項第一号に規定している輸出許可申請書による。

なお、輸出許可と併せて輸出令第2条第1項の承認を必要とする場合の申請にあつては、輸出規則第1条第1項第三号に規定している輸出許可・承認申請書により行うものとする。提出部数は、2通とする。

(ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。

(a) 申請理由書 1通

申請理由書の記載事項（用紙の大きさは、A列4番のこと）

- 1 チェックリスト受理番号
- 2 貨物名（商品名、型番及び等級）
- 3 該当項目（当該貨物が該当する輸出令別表第1の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに省令の条項号等番号）
- 4 その他（例えば、無為替輸出の場合の経緯や積み戻しの有無の説明等）

(注1) 申請理由書の提出は、別表第3に定めるところにより行うものとする。

(注2) 「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第18号）又は「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第24号）において、輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書を求めている場合は、当該書面をもって申請理由書とする。ただし、輸出許可証又は輸出許可・承認証の訂正、変更、分割及び再交付をする場合を除く。

(注3) チェックリスト受理番号は、輸出しようとする者が、輸出管理内部規程の届出等について（平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号）の規定に基づく輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票が発行されている場合にのみ記載する。

(b) 契約書の写し 1通

（許可申請のみの場合には、取引の内容を確認することができる書類をもって契約書に代えることができる。（例えば：注文書等））

(注) 契約書は、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること。

(c) その他の提出書類は、別に定めるところによる。

(d) (b) の書類の原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出するものとする。

この場合、当該原本については、内容確認の後、申請者に返却する。

(ニ) 輸出許可申請書の記載要領については、別表第3に定めるところによる。

(ホ) その他、経済産業大臣が必要に応じて上記(ロ)及び(ハ)以外の書類の提出を求める場合には、これを提出することとする。

(3) 輸出許可証の訂正、変更、分割及び再交付

- (イ) 輸出許可証の訂正又は変更については、別表第4に定めるところにより行うことができる。
- (ロ) 輸出許可証の分割については、別表第5に定めるところにより行うことができる。
- (ハ) 輸出許可証の再交付については、別表第6に定めるところにより行うことができる。

(4) 輸出許可の適用除外

次に掲げる場合は、輸出の許可を必要としない。

- (イ) 輸出令第4条第1項各号の規定に該当するとき。
- (ロ) 輸出令第13条の規定に基づき、経済産業大臣が貨物を輸出しようとするとき。
- (ハ) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和27年政令第127号）第10条の規定に該当するとき。
- (ニ) 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（昭和29年政令第129号）第3条の規定に該当するとき。

(5) 総価額の取扱い

輸出令第4条第1項に規定している「総価額」は次により取り扱う。

- (イ) 価額の全部につき支払手段による決済を要しない貨物の場合は、税関の鑑定価格をいう。
- (ロ) 価額の全部又は一部につき支払手段による決済を要する貨物の場合は、当該貨物に係る輸出貨物代金（輸出契約の履行により輸出者が取得する債権の総額（当該輸出者が当該債権の総額から当該輸出契約の履行に直接伴って負担する仲介手数料、代理店手数料、領事査証料、検数料その他の輸出に附帯する手数料の金額（その金額が妥当なものに限る。）を差し引いて受領する場合は、当該金額を差し引いた残額））をいう。

(注) ① 「輸出契約の履行に直接伴って負担する仲介手数料、代理店手数料」は、当該輸出契約の内容に仲介手数料又は代理店手数料を支払うべきことに関する定めがある場合（いわゆるシングル・トランザクションの場合）における当該手数料に限るものとする。

② 「金額が妥当なもの」は、輸出に附帯する手数料の金額が、次に該当する場合とする。

- イ 仲介手数料及び代理店手数料については、その合計額が当該輸出貨物代金の10%以内の金額である場合
- ロ 仲介手数料及び代理店手数料以外の手数料については、その手数料の合計額が輸出貨物代金の5%以内の金額である場合
- ハ 金利に相当するものについては、国際的に通常取引条件と認められる範囲である場合

(6) 総価額への換算

外国通貨又は電子決済手段等若しくはこれら以外のその他の財産的価値（動産及び不動産を含む。以下「その他の財産的価値」という。）をもつて決済される場合の当該外国通貨又は電子決済手段等若しくはその他の財産的価値と円との換算は、別に定める換算率による。

（以下この通達において総価額算定の場合における換算は、この換算率による。）

輸出令第4条第1項に規定している外国通貨の総価額の換算については、契約締結日の属する期間の換算率により行い、電子決済手段等又はその他の財産的価値の総価額の換算については、別に定める換算率による。

(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可

(イ) 輸出令別表第1の解釈

輸出令別表第1の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。なお、輸出令別表第1中、次の表の「輸出令別表第1の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第1

(これに基づく貨物等省令を含む) 中解釈を要する語」の欄に掲げる語は、「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第1 中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。

ただし、輸出令別表第1 の1 から1 5 までの項の中欄に掲げる貨物であっても、他の貨物の部分をなしているもの(ただし、輸出令別表第1 の8 の項に掲げる貨物であって、貨物等省令第7 条において「他の装置に内蔵されたもの」とされている場合を除く。)であって、当該他の貨物の主要な要素となっていない又は当該他の貨物と分離しがたいと判断されるものは、以下の場合を除き、輸出令別表第1 の1 から1 5 までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱う。

① 輸出令別表第1 の1 の項(3)若しくは(1 3)に掲げる貨物、又は、2 の項(3)に掲げる貨物であって貨物等省令第1 条第三号に該当するもの若しくは4 の項(6)に掲げる貨物であって貨物等省令第3 条第七号に該当するものが、当該他の貨物に混合されている場合

② ①以外の貨物であって、当該貨物が当該他の貨物に混合されていてその主要な要素となっており、当該他の貨物がその状態で当該貨物の用途に用いることができる場合

(注1) 他の貨物の部分をなしているとは、ある特定の他の貨物の機能の一部を担っており、かつ、当該他の貨物に正当に組み込まれ又は混合された状態をいう。この場合であって、出荷に際し、輸送上の理由等により暫時分離するものについては、他の貨物の部分をなしているものと判断される。また、他の貨物が機能するために全く必要のないものや、通常の出荷時とは異なる過剰なスペックのものを取り付ける等、正当に組み込まれ又は混合されたものでない場合においては、他の貨物の部分をなしているものと判断されない。

(注2) 他の貨物の主要な要素となっているか否かについては、量、価額などを考慮して判断するものとする。組み込まれ又は混合されている貨物の価額(輸出令別表第1 における項の番号の下の括弧レベル毎に貨物を分類し、組込先又は混合先の他の貨物の中に同一の分類となる複数の貨物が含まれる場合には、それらを合計する)が組込先又は混合先の他の貨物の価額の1 0 %を超えない場合、組み込まれ又は混合されている貨物は組込先又は混合先の他の貨物の主要な要素となっていないと判断される。価額は、初期製造時の市場価格を元に判断することを基本とする。

(注3) 電子部品にあつては、半田付けの状態にある場合には、他の貨物と分離しがたいと判断される。

輸 出 令 別 表 第 1 の 項	輸 出 令 別 表 第 1 中 解 釈 を 要 す る 語	解 釈
(略)		
※別掲： https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/26fy/kamotsu-kaishaku.pdf 参照		

(ロ) 輸出許可

(a) 輸出令別表第1 の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可は、次の輸出許可基準により行う。

1 貨物が実際に需要者に到達するのが確からしいか否か

- 2 申請内容にある需要者が貨物を使用するのが確からしいか否か
 - 3 貨物が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある用途に使用されないことが確からしいか否か
 - 4 貨物が需要者によって適正に管理されるのが確からしいか否か
- (b) 輸出に係る取引の形態等により、(a)の輸出許可基準の一部を適用せず、又は外為法第67条第1項の規定に基づき、据付確認報告、積み戻しその他必要な条件を付して輸出許可することがある。
- (c) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出であつて、別表第1の別紙の(注)に定める「い地域①」、「は地域①」及び「は地域②」以外の地域を仕向地とするものについては、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の規定により、輸出の許可を行わない。
- (d) 貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出であつて、別表第1の別紙の(注)に定める「い地域①」、「は地域①」又は「は地域②」を仕向地とするものについては、当該輸出の50日前までに経済産業省に許可申請を行うことを必要とする。
- (e) 包括輸出許可に係る輸出許可基準は、別に定めるところによる。
- (8) 輸出令別表該当非該当の判定
- 税関は輸出されようとする貨物が輸出令別1貨物に該当するか否かについて疑義を生じた場合には経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課又は輸出令別2貨物に該当するか否かについて疑義を生じた場合には経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室に当該貨物の該当非該当について判定を依頼することができる。
- 税関は経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課又は貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室からの判定結果の通知によって該当非該当の確認を行うものとする。
- (9) 上記(2)及び(3)の規定にかかわらず、令和4年7月1日以降は、「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」(平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号)に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行う特定手続等(以下「電子申請」という。)により行わなければならない(電子申請に対応していない手続を除く。)。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると安全保障貿易審査課が認める場合は、この限りでない。

2 輸出の承認

2-0 根拠

輸出令第2条は、外為法第48条第3項に基づく規定である。

2-1 輸出の承認

(1) 輸出承認事務の取扱い

輸出令第2条第1項の規定による経済産業大臣の輸出承認(輸出承認証の訂正、変更、分割及び再交付を含む。)は、別表第2に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室(以下「貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室」という。)、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。ただし、輸出令第12条の規定により税関長に承認の権限が委任されている

ときは、税関が行う。

(2) 輸出承認申請

(イ) 輸出承認の申請者は、輸出しようとする者本人が原則である。ただし、輸出しようとする者の代理である旨を記載した書面を添付する場合には、代理者が輸出承認の申請をすることができる。

(ロ) 輸出承認の申請は、輸出規則第1条第1項第二号に規定している輸出承認申請書による。なお、輸出承認と併せて外為法第48条第1項の許可を必要とする場合の申請にあっては、これらを輸出規則第1条第1項第三号に規定している輸出許可・承認申請書により行うものとする。

提出部数は2通、その他別に定める品目別輸出承認基準等による場合はその通数とする。

(ハ) 輸出令別表第2の1の項の中欄に掲げる貨物の輸出承認申請は、上記(ロ)によるほか輸出規則第1条第3項に定める輸出確認書2通を提出しなければならない。

(ニ) 輸出承認申請書の添付書類は、次のとおりとする。ただし、別に定める品目別輸出承認基準等による場合は、その基準等に定めるところによる。

(a) 申請理由書 1通

申請理由書の記載事項(用紙の大きさは、A列4番のこと)

- 1 買主名及び住所
- 2 貨物名(商品名、型番及び等級)
- 3 数量及び金額
- 4 該当項目(当該貨物が該当する輸出令別表第2の項の番号及び中欄の括弧の番号並びに省令の条項号等番号)
- 5 その他(例えば、無為替輸出の場合の経緯や積み戻しの有無の説明等)

(b) 契約書の写し 1通(取引の内容を確認することができる書類をもって契約書に代えることができる。)

(ホ) 輸出承認申請者の記載要領については、別表第3に定めるところによる。

(3) 輸出承認証の訂正、変更、分割及び再交付

(イ) 輸出承認証の訂正又は変更については、別表第4に定めるところにより行うことができる。

(ロ) 輸出承認証の分割については、別表第5に定めるところにより行うことができる。

(ハ) 輸出承認証の再交付については、別表第6に定めるところにより行うことができる。

(4) 輸出確認書(キンバリー・プロセス証明書)の再交付については、別表第7に定めるところにより行うことができる

(5) 輸出承認の適用除外

次に掲げる場合には、輸出の承認を必要としない。

(イ) 輸出令第2条の規定に該当する場合において、輸出令第4条第2項各号の規定に該当するとき。

(ロ) 輸出令第2条第1項第一号の規定に該当する場合において、輸出令第4条第3項の貨物を輸出しようとするとき。

(ハ) 輸出令第2条第1項第二号の規定に該当する場合において、輸出令第4条第4項の貨物を輸出しようとするとき

(ニ) 輸出令第13条の規定に基づき、経済産業大臣が貨物を輸出しようとするとき。

(ホ) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令(昭和27年政令第127号)第10条の規定に該当するとき。

(ヘ) 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令(昭和29年政令第129号)第3条の規定に該当するとき。

(6) 総価額の取扱い

輸出令第4条第2項から第4項までに規定している「総価額」は1-1の(5)に準じて取り扱う。

(7) 総価額への換算

1-1の(6)に準じて取り扱う。

2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認

(1) 北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出については、(2)から(4)までの規定にかかわらず、原則として輸出の承認を行わない。

(1の2)次に掲げる輸出については、(2)から(4)までの規定にかかわらず、原則として輸出の承認を行わない。

(イ) ベラルーシを仕向地とする貨物(輸出令別表第2の3(第一号及び第二号(1)から(31)までに掲げるものに限る。))の輸出

(ロ) ロシアを仕向地とする貨物(輸出令別表第2の3第一号から第二号の二までに掲げるものに限る。))の輸出

(ハ) ウクライナ(ドネツク州及びルハンスク州の区域のうち、経済産業大臣が告示で定める区域に限る。)を仕向地とする貨物の輸出

(ニ) ベラルーシを仕向地とする貨物の輸出(令和5年経済産業省告示第162号第一号で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。)

(ホ) ロシアを仕向地とする貨物の輸出(令和5年経済産業省告示第162号第二号で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。)

(ヘ) 輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする別表第2の3(第三号を除く。)に掲げる貨物の輸出(経済産業大臣が告示で指定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。)

ただし、別に定める輸出承認基準に該当する場合には承認を行うことがある。

(1の3)ロシアを仕向地とする貨物の輸出(輸出令別表第2の3第三号に掲げる貨物に限る。))については、承認を行わない。

(2) 輸出数量等規制物資の輸出承認

輸出数量等規制物資(対象貨物及び規制事由等は、次に掲げるとおりである。))の輸出承認は、原則として、別に定める品目別輸出承認基準により行う。

なお、輸出令第2条第2項に掲げる貨物については、輸出承認に際して農林水産大臣の同意を必要とする。

(イ) 国内需要確保のための輸出規制物資

輸出令別表第2の20、33及び35の項の中欄に掲げる貨物である。これら貨物の輸出は、国内需要確保に支障がない範囲内で承認を行う。

なお、輸出令別表第2の19及び30の項の中欄に掲げる貨物は、原則として承認しない。

(ロ) 輸出急増防止、過当競争防止又は仕向地における輸入制限の防止のための輸出規制物資

輸出令別表第2の25の項の中欄に掲げる貨物であって、同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出である。当該貨物の輸出については、輸出急増防止、過当競争防止又は仕向地における輸入制限の防止のための支障のない範囲内で承認を行う。

(3) 国際協定等による規制物資

輸出令別表第2の1、20(使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限る。)、21、21の2、21の3、34から36までの項の中欄に掲げる貨物であって、同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出である。

これらの貨物の輸出は、それぞれの国際協定等により認められる範囲内で、承認を行うもの

とし、原則として、別に定める品目別承認基準等により行う。

なお、輸出令別表第2の20（使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限る。）及び21の項の中欄に掲げる貨物は原則として承認しない。ただし、輸出令別表第2の21の項の中欄に掲げる貨物は、国際協定等に基づく相手国の同意が必要な場合にはその同意を前提に、有用資源として安全に再利用される等の一定の要件を満たす場合にのみ、例外的に輸出の承認を行う。

（注1）輸出令別表第2の35の項の中欄に掲げる貨物は、国内需給確保のための規制対象にもなっている。

（注2）輸出令別表第2の1の項の中欄に掲げる貨物は、ダイヤモンド原石の国際証明制度（キンバリー・プロセス証明制度）に基づく規制である。

（注3）輸出令別表第2の20（使用済燃料並びに核燃料物質及び核原料物質で廃棄しようとするものに限る。）及び21の項の中欄に掲げる貨物は使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に基づく規制、21の2の項の中欄に掲げる貨物は国際原子力機関が策定した放射性同位元素の輸出入に関するガイダンスに基づく規制、21の3の項の中欄に掲げる貨物は国際的な麻薬等の原材料に対する規制に基づく規制、34の項の中欄に掲げる貨物は衛生規制、35の項の中欄に掲げる貨物はオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に基づく規制、35の2の項の中欄に掲げる貨物は有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等に基づく規制、35の3の項の中欄に掲げる貨物は残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約及び産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会合同会合報告書（第1次報告書：平成26年12月22日、第2次報告書：平成27年8月4日）に基づく規制、35の4の項の中欄に掲げる貨物は水銀に関する水俣条約並びに36の項の中欄に掲げる貨物はワシントン条約に基づく規制である。

（注4）輸出令別表第2の35の2の項（2）に掲げる貨物の輸出承認は、輸出令第2条第3項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による輸出の確認を受けている場合に限り、輸出の承認を行う。

（4）輸出禁制物資等の輸出承認

輸出禁制物資等（輸出令別表第2の37から41まで及び43から45までの項の中欄に掲げる貨物をいう。）の取扱いは、次により行う。

（イ）輸出令別表第2の37の項の中欄に掲げる貨物については、原則として承認を行わない。

ただし、学術研究用等の場合は、別に定める手続により輸出の承認を行うことがある。

（ロ）輸出令別表第2の38の項の中欄に掲げる貨物については、原則として輸出の承認を行わない。ただし、学術研究用又は有害鳥獣駆除用の場合は、輸出の承認を行うことがある。

（ハ）輸出令別表第2の39から41までの項の中欄に掲げる貨物（風俗を害するおそれがある書籍、図画等）の輸出承認権限は、輸出令第12条第一号の規定により税関長が行使するが、これに該当する貨物については、輸出の承認を行わない。

ただし、仮に陸揚げした貨物であって、当該貨物を輸出した国又は領域に対し積み戻しをしようとする場合は、輸出の承認を行うことがある。

（ニ）輸出令別表第2の43の項の中欄に掲げる貨物（国宝等）の輸出承認権限は、輸出令第12条第一号括弧書の経済産業大臣が告示で定めるものを除いて（ハ）と同様に税関長が行使するが、輸出令第2条第3項の規定により、文化財保護法による輸出許可がある場合に限り、輸出の承認を行う。

なお、輸出令第12条第一号括弧書の経済産業大臣が告示で定めるものについては（3）又は（4）（イ）の取扱いに加え、輸出令第2条第3項の規定により、文化財保護法による輸出許可がある場合に限り、経済産業大臣が輸出の承認を行う。

（ホ）輸出令別表第2の44の項の中欄に掲げる貨物については、「経済産業大臣が指定する原産地を誤認させるべき貨物告示」により指定しており、これに該当する貨物については、輸出の承認は行わない。

（ヘ）輸出令別表第2の45の項の中欄に掲げる貨物の輸出は、別に定める基準により承認を行う。

（5）輸出令別表第2の解釈

輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

なお、輸出令別表第2中、次の表の「輸出令別表第2の項」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2（これに基づく貨物省令及び告示を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとする。ただし、輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物であっても、次の（イ）から（ハ）までに掲げるものは、別表第2品目に含まれないものとする。

（イ）包装用として使用されているもの（36及び37の項の中欄に掲げる貨物を除く。）

（ロ）他の貨物の部分をなしているもの（貨物の主体が他の貨物である場合に限る。）であって、当該貨物と分離しがたい状態にあり、かつ、その状態において主たる貨物の用途以外の用途に用いることができないもの（35の4の項（2）並びに36及び37の項の中欄に掲げる貨物を除く。）

（ハ）他の貨物を主体とするセットものの一部となっているものであって、当該貨物とともに梱包又は包装されたもの（35の4、36及び37の項の中欄に掲げる貨物を除く。）

輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解	釈
33	うなぎの稚魚	一尾の体重が13グラム以下のものをいう。	
35	附属書Aに掲げる物質	グループIに属するクロロペンタフルオロエタン（フロン115）、ジクロロジフルオロメタン（フロン12）、ジクロロテトラフルオロエタン（フロン114）、トリクロロトリフルオロエタン（フロン113）又はトリクロロフルオロメタン（フロン11）並びにこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。	
			次のいずれかに該当するものを除く。 ① エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの ② 冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置及び冷凍・冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの ③ 空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられてい

		<p>るもの</p> <p>④ 発泡製品及びその原料に含まれているもの</p>
	<p>グループⅡに属するブロモクロロジフルオロメタン（ハロン1211）、ジブロモテトラフルオロエタン（ハロン2402）又はブロモトリフルオロメタン（ハロン1301）並びにこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。</p>	<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>① 消火器の中に消火剤として入っているもの</p> <p>② 消火装置に消火剤を送る目的で接続されているボンベ又はタンク等の容器の中に消火剤として入っているもの</p>
<p>附属書Bに掲げる物質</p>	<p>グループⅠに属するクロロトリフルオロメタン（フロン13）、クロロヘプタフルオロプロパン（フロン217）、ジクロロヘキサフルオロプロパン（フロン216）、テトラクロロジフルオロエタン（フロン112）、テトラクロロテトラフルオロプロパン（フロン214）、トリクロロペンタフルオロプロパン（フロン215）、ヘキサクロロジフルオロプロパン（フロン212）、ヘプタクロロフルオロプロパン（フロン211）、ペンタクロロトリフルオロプロパン（フロン213）若しくはペンタクロロフルオロエタン（フロン111）、グループⅡに属する四塩化炭素又はグループⅢに属する1, 1, 1-トリクロロエタン（メチルクロロホルム）及びこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。</p>	<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>① エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの</p> <p>② 冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置及び冷凍・冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの</p> <p>③ 空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられているもの</p> <p>④ 発泡製品及びその原料に含まれているもの</p>
<p>附属書CのグループⅠに属する物質</p>	<p>ジクロロフルオロメタン（HCFC-21）、クロロジフルオロメタン（HCFC-22）、クロロフルオロメタン（HCFC-31）、テトラクロロフルオロエタン（HCFC-121）、トリクロロジフルオロエタン（HCFC-122）、ジクロロトリフルオロエタン、（HCFC-123）、2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン（HCFC-123）、クロロテトラフルオロエタン（HC</p>	

	<p>FC-124)、2クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン (HCFC-124)、トリクロロフルオロエタン (HCFC-131)、ジクロロジフルオロエタン (HCFC-132)、クロロトリフルオロエタン (HCFC-133)、ジクロロフルオロエタン (HCFC-141)、1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141b)、クロロジフルオロエタン (HCFC-142)、1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン (HCFC-142b)、クロロフルオロエタン (HCFC-151)、ヘキサクロロフルオロプロパン (HCFC-221)、ペンタクロロジフルオロプロパン (HCFC-222)、テトラクロロトリフルオロプロパン (HCFC-223)、トリクロロテトラフルオロプロパン (HCFC-224)、ジクロロペンタフルオロプロパン (HCFC-225)、3, 3-ジクロロ-1, 1, 1, 2, 2, -ペンタフルオロプロパン (HCFC-225ca)、1, 3-ジクロロ-1, 1, 2, 2, 3-ペンタフルオロプロパン (HCFC-225cb)、クロロヘキサフルオロプロパン (HCFC-226)、ペンタクロロフルオロプロパン (HCFC-231)、テトラクロロジフルオロプロパン (HCFC-232)、トリクロロトリフルオロプロパン (HCFC-233)、ジクロロテトラフルオロプロパン (HCFC-234)、クロロペンタフルオロプロパン (HCFC-235)、テトラクロロフルオロプロパン (HCFC-241)、トリクロロジフルオロプロパン (HCFC-242)、ジクロロトリフルオロプロパン (HCFC-243)、クロロテトラフルオロプロパン (HCFC-244)、トリクロロフルオロプロパン (HCFC-251)、ジクロロジフルオロプロパン (HCFC-252)、クロロトリフルオロプロパン (HCFC-253)、ジクロロフルオロプロパン (HCFC-261)、クロロジフルオロプロパン (HCFC-262)、クロロフルオロプロパン (HCFC-271) 並びにこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ポンプ、缶等の容器に入っているものをいう。</p>
	<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① エアゾール缶の噴射剤として用いられているもの ② 冷凍・冷蔵庫、冷凍・冷蔵装置及び冷凍・冷蔵プラントの冷媒として用いられているもの ③ 空調装置、冷却装置及びヒートポンプ等の冷媒又は熱媒体として用いられているもの ④ 発泡製品及びその原料に含まれているもの
<p>附属書CのグループIIに属する物質</p>	<p>ジブロモフルオロメタン、ブロモジフルオロメタン、ブロモフルオロメタン、テトラブロモフルオロエタン、トリブロモジフルオロエタン、ジブロモトリフルオロエタン、ブロモテトラフルオロエタン、トリブロモフルオロエタン、ジブロモジフルオロエタン、ブロモトリフルオロエタン、ジブロモフルオロエタン、ブロモジフルオロエタン、ブロモフルオロエタン、ヘキサブロモフルオロプロパン、ペンタブロ</p>

		<p>モジフルオロプロパン、テトラブロモトリフルオロプロパン、トリブロモテトラフルオロプロパン、ジブロモペンタフルオロプロパン、ブロモヘキサフルオロプロパン、ペンタブロモフルオロプロパン、テトラブロモジフルオロプロパン、トリブロモトリフルオロプロパン、ジブロモテトラフルオロプロパン、ブロモペンタフルオロプロパン、テトラブロモフルオロプロパン、トリブロモジフルオロプロパン、ジブロモトリフルオロプロパン、ブロモテトラフルオロプロパン、トリブロモフルオロプロパン、ジブロモジフルオロプロパン、ブロモトリフルオロプロパン、ジブロモフルオロプロパン、ブロモジフルオロプロパン又はブロモフルオロプロパン並びにこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。</p>
		<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>① 消火器の中に消火剤として入っているもの</p> <p>② 消火装置に消火剤を送る目的で接続されているボンベ又はタンク等の容器の中に消火剤として入っているもの</p>
	<p>附属書CのグループⅢに属する物質</p>	<p>ブロモクロロメタン及びこれらが含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。</p>
		<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>① 消火器の中の消火剤として入っているもの</p> <p>② 消火装置に消火剤を送る目的で接続されているボンベ又はタンク等の容器の中に消火剤として入っているもの</p>
	<p>附属書Eに掲げる物質</p>	<p>附属書Eに掲げる臭化メチル及び当該物質が含まれた混合物であって、輸送用又は貯蔵用のタンク、ボンベ、缶等の容器に入っているものをいう。</p>
<p>35の3</p>	<p>附属書Ⅲ上欄に掲げる化学物質</p>	<p>2, 4, 5-T、2, 4, 5-T塩及び2, 4, 5-Tのエステル化合物、アラクロール、アルジカルブ、アルドリン、アジンホスメチル、ビナパクリル、カプタホール、カルボフラン（別名N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル）、クロルデン、クロルジメホルム、クロロベンジレート、DDT、ディルドリン、ジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 及びジニトロ-オルト-クレゾール (DNOC) 塩（アンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩等）、ジノセブ、ジノセブ塩及びジノセブのエステル化合物、1, 2-ジブロモエタン (EDB)、エンドスルファン、1, 2-ジクロロエタン、エチレンオキシド、フルオロアセトアミド、HCH（異性体混合物）、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、リンデン、水銀化合物（無機水銀化合物、アルキル水銀化合物、アルキルオキシアルキル及びアリル水銀化合物を含む。）、メタミドホス、モノクロトホス、パラチオン、ペンタクロロフェノー</p>

		<p>ル、ペンタクロロフェノール塩及びペンタクロロフェノールのエステル化合物、ホレート、テルブホス、トキサフェン、トリクロロホン（別名ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート又はDEP）、ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤、ホスファミドン、メチルパラチオン、石綿（アクチノライト、アンソフィライト、アモサイト、クロシドライト、トレモライト）、商業用オクタブロモジフェニルエーテル（ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタブロモジフェニルエーテルを含む。）、商業用ペンタブロモジフェニルエーテル（テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテルを含む。）、デカブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモシクロドデカン、ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸塩、ペルフルオロオクタンスルホンアミド及びペルフルオロオクタンスルホニル化合物（ペルフルオロオクタンスルホン酸、ペルフルオロオクタンスルホン酸カリウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸リチウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸テトラエチルアンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、N-エチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-エチルN-(2-ヒドロキシエチル)ペルフルオロオクタンスルホンアミド、N-(2-ヒドロキシエチル)-N-メチルペルフルオロオクタンスルホンアミド、ペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドを含む。）、ペルフルオロオクタン酸、ペルフルオロオクタン酸塩及びペルフルオロオクタン酸関連物質（※）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）、短鎖塩素化パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）、四エチル鉛、四メチル鉛、トリス（2, 3-ジプロモプロピル）=ホスファート、トリブチルスズ化合物（ビス（トリブチルスズ）=オキシド、トリブチルスズ=フルオリド、トリブチルスズ=メタクリラート、トリブチルスズ=ベンゾアート、トリブチルスズ=クロリド、トリブチルスズ=リノレアート、トリブチルスズ=ナフテナートを含む全て）並びにこれらを含有する混合物又は製剤</p>
		<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ベノミル、カルボフラン及びチウラムの全てを含有する粉剤であって、ベノミル7%以上、カルボフラン10%以上、チウラム15%以上を全て含む粉剤でない場合 ② ホスファミドンであって1リットルにつき1000gを超えて含有する液剤でない場合 ③ メチルパラチオンであって、19.5%以上含有する乳剤でなく、1.5%以

		<p>上含有する粉剤でない場合</p> <p>(※) 「ペルフルオロオクタン酸関連物質」の解釈は次のとおり行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 炭素原子 (C) に結合する直鎖状又は分岐状のペルフルオロヘプチル基 (C₇F₁₅) を構造要素の1つとして有する関連物質 (その塩及びポリマーを含む。) 直鎖状又は分岐状のペルフルオロオクチル基 (C₈F₁₇) を構造要素の1つとして有する関連物質 (その塩及びポリマーを含む。) 	<p>以下の化合物は含まれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> C₈F₁₇-X, (X = F, Cl, Br) C₈F₁₇-C(=O)OH, C₈F₁₇-C(=O)O-X' 又は, C₈F₁₇-CF₂-X' (X' = 任意の基 (塩を含む。)) ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその誘導体 (C₈F₁₇SO₂X (X = OH, 金属塩 (O-M⁺), ハロゲン化物, アミド, 及びポリマーを含むその他の誘導体))
<p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和48年法律第117号) 第2条第2項に規定する第一種特定化学物質</p>	<p>ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン (塩素数が2以上のものに限る。)、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル (クロルデン類)、ビス (トリブチルスズ) =オキシド、N, N' -ジトリル-パラフェニレンジアミン、N-トリル-N' -キシリル-パラフェニレンジアミン又はN, N' -ジキシリル-パラフェニレンジアミン、2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン、2- (2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4, 6-ジターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファーヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブromoビフェニル、テトラブromoジフェニルエーテル、ペンタブromoジフェニルエーテル、ヘキサブromoジフェニルエーテル、ヘプタブromoジフェニルエーテル、エンドスルファン (又はベンゾエピン)、ヘキサブromoシクロドデカン、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン (炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)、デカブromoジフェニルエーテル、PFOA又はその塩並びにこれら含有する混合物又は製剤</p>	<p>ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、ペンタクロロベンゼン、アルファーヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている農薬取締法 (昭和23年法律第82号) 第2条第1項に規定する農薬を含む。</p>	

	<p>ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、PFOS又はその塩、ペンタクロロベンゼン、アルファヘキサクロロシクロヘキサン、ベータヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品又は同条第4項に規定する医療機器を含む。</p>	
	<p>ポリ塩化ビフェニルが使用されている以下の製品を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 潤滑油、切削油及び作動油 ② 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料 ③ 塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙 ④ 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器 ⑤ 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー ⑥ エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ 	
	<p>ポリ塩化ナフタレン（塩素数が二以上のものに限る。）が使用されている以下の製品を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 潤滑油及び切削油 ② 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ③ 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。） 	
	<p>アルドリン又はDDTが使用されている以下の製品を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ② 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。） 	
	<p>ディルドリンが使用されている以下の製品を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ② 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。） 	

	<p>防止用のものに限る。)</p> <p>③ 羊毛 (脂付き羊毛を除く。)</p>	
	<p>クロルデン類が使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① 木材用の防腐剤及び防虫剤</p> <p>② 木材用の接着剤</p> <p>③ 塗料 (防腐用又は防虫用のものに限る。)</p> <p>④ 防腐木材及び防虫木材</p> <p>⑤ 防腐合板及び防虫合板</p>	
	<p>マイレックスが使用されている木材用の防虫剤を含む。</p>	
	<p>P F O S 又はその塩が使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① 航空機用の作動油</p> <p>② 糸を紡ぐために使用する油剤</p> <p>③ 金属の加工に使用するエッチング剤</p> <p>④ 圧電フィルタ又は半導体の製造に使用するエッチング剤</p> <p>⑤ メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤</p> <p>⑥ 半導体の製造に使用する反射防止剤</p> <p>⑦ 半導体用のレジスト</p> <p>⑧ 研磨剤</p> <p>⑨ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</p> <p>⑩ 防虫剤 (しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。)</p> <p>⑪ 業務用写真フィルム</p> <p>⑫ 印画紙</p>	
	<p>テトラブロモジフェニルエーテルが使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① 塗料</p> <p>② 接着剤</p>	
	<p>ペンタブロモジフェニルエーテルが使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① 塗料</p> <p>② 接着剤</p>	
	<p>ヘキサブロモシクロドデカンが使用されている以下の製品を含む</p> <p>① 防炎性能を与えるための処理をした生地</p> <p>② 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤</p> <p>③ 発泡ポリスチレンビーズ</p> <p>④ 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン</p>	

<p>ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルが使用されている以下の製品を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ② 防腐木材、防虫木材及びかび防止木材 ③ 防腐合板、防虫合板及びかび防止合板 ④ にかわ 	
<p>ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）が使用されている以下の製品を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 潤滑油、切削油及び作動油 ② 生地には防炎性能を与えるための調製添加剤 ③ 樹脂用又はゴム用の可塑剤 ④ 塗料（防水性かつ難燃性のものに限る。） ⑤ 接着剤及びシーリング用の充填料 ⑥ 皮革用の加脂剤 	
<p>デカブロモジフェニルエーテルが使用されている以下の製品を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防炎性能を与えるための処理をした生地 ② 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤 ③ 接着剤及びシーリング用の充填料 ④ 防炎性能を与えるための処理をした床敷物 ⑤ 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン ⑥ 防炎性能を与えるための処理をした旗及びのぼり 	
<p>PFOA又はその塩が使用されている以下の製品を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙 ② はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ③ 洗剤 ④ 半導体の製造に使用する反射防止剤 ⑤ 塗料及びワニス ⑥ はつ水剤及びはつ油剤 ⑦ 接着剤及びシーリング用の充填 	

		料 ⑧ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ⑨ トナー ⑩ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ⑪ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物 ⑫ 床用ワックス ⑬ 業務用写真フィルム	
35の4	水銀に関する水俣条約第3条1(a)に規定する水銀	水銀と他の物質との混合物（水銀の合金を含む。）であって、水銀の濃度が全重量の95パーセント以上であるものを含む。	蛍光ランプ及び水銀ランプ等の水銀が使用されている製品に含まれる水銀を除く。
38	かすみ網	はり網の棚糸を有するものをいう。	
40	反 乱	外国政府に対する反乱を含む。	
43	重要美術品	旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年法律第43号）の第2条第1項の規定により認定されたもの又はこれと同等以上の価値を有するものをいう。	

2-1-1の2 北朝鮮を仕向地とする貨物に関する輸出の承認

輸出令第2条第1項第一号の二に規定する北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出については、原則として輸出の承認を行わない。

2-1-1の3 ベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする貨物に関する輸出の承認

(1) ベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までに規定する輸出（同項第一号の四に規定する輸出にあつては、輸出令別表第2の3第一号から第二号の二までに掲げる貨物の輸出に限る。）については、原則として承認を行わない。ただし、別に定める輸出承認基準に該当する場合には承認を行うことがある。

(2) ロシアを仕向地とする輸出令別表第2の3第三号に掲げる貨物の輸出については、承認を行わない。（第一号から第二号の二までに該当する貨物であつて、第三号にも該当する貨物の場合も同様に扱う。）

(3) 輸出令別表第2の3第一号の解釈

輸出令別表第2の3第一号の解釈は、1-1(7)(イ)によるものとする。ただし、以下のものは、別表第2の3第一号の品目に含まれないものとする。

輸出令別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第1条二十二号ロ(四)に該当するもの、同表の3の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第2条第2項第二号若しくは第七号に該当するもの又は同表の5の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第4条第二号イに該当するもののうち、次の(イ)又は(ロ)に該当するもの

(イ) 他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸入したものであつて、輸入した後返送のため輸出するもの（無償のものに限る。）

(ロ) 他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸出するものであって、輸出した後輸入すべきもの（無償のものに限る。）

(4) 輸出令別表第2の3第一号の二の解釈

輸出令別表第2の3第一号の二の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

なお、輸出令別表第2の3第一号の二中、次の表の「輸出令別表第2の3第一号の二」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2の3第一号の二（これに基づく別表第2の3貨物省令を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2の3中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとするほか、1-1(7)(イ)の解釈を準用する。

輸出令別表第2の3第一号の二	輸出令別表第2の3中解釈を要する語	解 釈	
イ	混合物	化粧品、シャンプー、調製界面活性剤、インキ、ペイント、接着剤、調製不凍液又は調製潤滑剤等であって、個人的使用のため小売用の包装（瓶、缶、チューブ等に詰められたもの）にしたものを除く。	
ロ	製造に用いられる装置	製造に用いることができる装置をいう。	
	別表第2の3貨物省令第二条第一号中の反応器	内容物が漏れない構造であるものをいい、次のいずれかに該当するものを含む。 イ バッチ式反応器 ロ フロー式反応器 ハ 半回分式反応器	
	別表第2の3貨物省令第二条第二号中の貯蔵容器	密閉状態で貯蔵できるものをいう。 次のいずれかに該当するものを除く。 イ 他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸入したものであって、輸入した後返送のため輸出するもの（無償のものに限る。） ロ 他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸出するものであって、輸出した後輸入すべきもの（無償のものに限る。）	

別表第2の3貨物省令第二条第六号中の呼び径	内容物が弁に入る接続端と弁から出る接続端のいずれか小さい方の接続端の呼び径をいう。
別表第2の3貨物省令第二条第七号中のシールレスポンプ	内容物が漏れない構造であるものをいう。
別表第2の3貨物省令第二条第八号中の最高規定吐出し量が1時間につき1立方メートルを超えるもの	温度が摂氏0度かつ圧力が101.30キロパスカルの状態における最高規定吐出し量で、1時間につき1立方メートルを超えるものをいう。
別表第2の3貨物省令第二条第八号中のケーシング	弁箱（別名ボディともいう。）をいう。
別表第2の3貨物省令第二条第八号中のケーシングライナー	ケーシングと共に弁の部分品として用いられ、ケーシングを内容物と接触させないためのものをいう。
別表第2の3貨物省令第二条第八号中の内容物	当該装置で制御又は誘導する化学物質（混合物を含む。）をいう。
別表第2の3貨物省令第二条第八号中の内容物と接触するすべての部分	内容物の漏れ防止のために用いられる交換可能な部分（ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。）以外で内容物と接触する全ての部分をいう。
別表第2の3貨物省令第二条第八号中のふっ素重合体	ふっ素の含有量が全重量の35パーセントを超えるふっ素重合体（ゴム状のものを含む。）をいう。
別表第2の3貨物省令第二条第八号中のカーボングラファイト	非結晶質炭素と黒鉛から構成されたものであって、黒鉛を重量濃度8パーセント以上含有したものをいう。
別表第2の3貨物省令第二条第八号中タンタル合金、チタン合	重量比でそれぞれタンタル、チタン、ジルコニウム又はニオブの含有量が他の成分のいずれよりも多い合金をいう。

	金、ジルコニウム合金、ニオブ合金		
	別表第2の3貨物省令第二条第十号中の部分品及び附属装置		他の用途に用いることができるものを除く。
ハ	製造に用いられる装置	製造に用いることができる装置をいう。	
	物理的封じ込めに用いられる装置	物理的封じ込めに用いることができる装置をいう。	
	物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置	物理的封じ込め施設において用いることができる防護のための装置をいう。	
	別表第2の3貨物省令第三条第二号中発酵槽	バイオリアクター、ケモスタット又は連続培養方式を含む発酵装置をいう。	
	別表第2の3貨物省令第三条第二号及び第三号中生物系材料	ウイルス、細菌、毒素、毒素のサブユニット、細菌又は菌類、病原性を発現させるもの又は遺伝子をいう。	
	別表第2の3貨物省令第三条第三号中遠心分離機	デカンターを含む。	

(5) 輸出令別表第2の3第二号の解釈

輸出令別表第2の3第二号の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。

なお、輸出令別表第2の3第二号中、次の表の「輸出令別表第2の3第二号」の欄に掲げる事項について、それぞれ「輸出令別表第2の3第二号（これに基づく別表第2の3貨物省令を含む。）中解釈を要する語」の欄に掲げる語は「解釈」の欄に掲げるところにしたがって解釈するものとし、「解釈」の欄が左右の二欄にわかれているときは、当該「輸出令別表第2の3中解釈を要する語」欄に掲げる語は、それぞれ左欄に掲げるものを含み、右欄に掲げるものを除くものとして解釈するものとするほか、1-1(7)(イ)の解釈を準用する。

輸出令別表第2の3第二号	輸出令別表第2の3中解釈を要する語	解	釈
(1)	エネルギー密度	平均出力(W)に放電時間(h)を乗じて得た数値を、セルの質量(kg)で除した数値をいい、公称電圧にアンペア時間で表した公称容量を乗じて得た数値を、キログラムで表した質量で除すことで計算	

		される。公称容量が示されていない場合のエネルギー密度は、公称電圧を二乗して得た数値に、時間で表した放電時間を通じ、かつ、オームで表した放電負荷とキログラムで表した質量で除して計算することとする。	
	セル	電気化学デバイスであって、正極、負極及び電解質を有し、かつ、電気エネルギー源であるもののうち、バッテリーの基本的な構成部品であるものをいう。	
	一次セル	外部電源から充電できるように設計されていないものをいう。	
	二次セル	外部電源から充電できるように設計されているものをいう。	
	超電導電磁石		医療用の磁気共鳴画像診断のために設計したものを除く。
(2)	アナログ方式のオシロスコープの部分品	特別に設計した以下の部品を含む。 イ プラグインユニット ロ 外部アンプ ハ プリアンプ ニ サプリングデバイス ス ホ 陰極線管	他の用途に用いることができるものを除く。
(3)	別表第2の3貨物省令第6条第三号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(4)	別表第2の3貨物省令第7条第二号中の装置	イメージングデバイス、光電子素子、弾性波デバイスのようなその他のデバイスの製造に使用される装置、又はこれらの製造で使用するために改造した装置を含む。	
	材料の加工装置		材料の加工装置であって、特別に設計した石英製の炉管、炉ライナー、パドル（攪拌棒）、ボート（特別に設計した籠入れ方式のボートを除く。）、バブラー、カセット又はるつぼを除く。
	結晶の引上げ装置及び炉		拡散炉及び酸化炉を除く。
	バッチ方式	単一ウェハの製造加工のために特別に設計したものではない装置であって、同時に2枚以上のウェハを加工することができるものをいう。	

単一ウエハー方式	単一ウエハーの製造加工のために特別に設計したものをいう。	
	エッチングパラメータが各個別のウエハーについて独立して決定できるものであって、複数のウエハーを装填し加工することができる装置を含む。	
化学的気相成長装置		減圧気相成長（LPCVD 装置）、反応性スパッタリング法を用いた装置を除く。
別表第 2 の 3 貨物省令第 7 条 第二号イ（十）中の電子ビーム装置		電子ビーム蒸着装置及び汎用の走査型電子顕微鏡を除く。
ウエハーの表面仕上げ装置		半導体ウエハーの表面平坦化のために行う片面のラッピング研磨装置を除く。
マスク	電子ビーム、エックス線、紫外線、可視光の露光装置で使用されるものをいう。	
別表第 2 の 3 貨物省令第 7 条 第二号ロ（四）1 及び 2 中の装置		写真光学方式を用いたマスク製造装置であって、1980 年 1 月 1 日以前に商業用のものとして入手できたもの又は同等以下の性能を有するものを除く。
別表第 2 の 3 貨物省令第 7 条 第二号ロ（五）中の検査装置		汎用の走査型電子顕微鏡を除く（ただし、自動パターン検査用に特別に設計し、又は改造したものを除く。）。
別表第 2 の 3 貨物省令第 7 条 第二号ロ（六）中の露光装置		光学方式の接触型及び近接型のマスク整列露光装置又は接触型の画像転写装置を除く。
別表第 2 の 3 貨物省令第 7 条 第二号ロ（七）中の装置	電子ビーム、イオンビーム又は X 線装置であって直接描画方式のものは、別表第 2 の 3 貨物省令第 7 条 第二号イ（十）をいう。	
別表第 2 の 3 貨物省令第 7 条 第二号ハ中		汎用の抵抗スポット溶接機を除く。

	の集積回路の組立用の装置		
(5)	別表第2の3貨物省令第8条第二号中の試験装置及び検査装置	半導体素子以外（イメージングデバイス、光電子素子、弾性波デバイスなど）の検査若しくは試験に使用される装置又はこれらの検査若しくは試験で使用するために改造した装置を含む。	
	別表第2の3貨物省令第8条第二号イ中の検査装置		汎用の走査型電子顕微鏡（自動パターン検査用に特別に設計し、又は改造したものを除く。）を除く。
	別表第2の3貨物省令第8条第二号ニ（一）中の半導体素子	光電池及び太陽電池を含む。	
	別表第2の3貨物省令第8条第二号ニ（二）中の試験対象		次のいずれかに該当するものの試験を行うために特別に設計したものを除く。 イ メモリー ロ 家庭用及び娯楽用の組立品又は電子組立品など ハ 貨物等省令第六条第一号から第八号の四まで又は別表第2の3貨物省令第4条イに該当しない電子機器の部品、部分品、組立品及び集積回路（当該試験装置が使用者によるプログラムの書換えが可能な計算装置を組込んでいないものに限る。）。
	別表第2の3貨物省令第8条第二号ニ（二）1及び2中のパターンレート	試験装置の最大デジタル動作周波数をいう。試験装置が非多重モードにおいて転送することができる最大データ速度に等しい。試験速度、最大デジタル周波数又は最大デジタル速度ともいう。	
	別表第2の3貨物省令第8条第二号ホ中のレーザーシステム及び電子ビーム試験		走査型電子顕微鏡を除く（電源を入れた半導体素子の非接触プローブのために特別に設計し、その機能を備えたものを除く。）。

	装置		
(7)	別表第2の3貨物省令第10条中の電子計算機及びその附属装置		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 他の装置に内蔵されたものであって、当該他の装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、当該他の装置の主要な要素（他の装置に内蔵されている電子計算機又は附属装置の購入価格が当該他の装置の販売価格の35%を超えることをいう。）となっていないもの ロ 他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、その機能が当該装置の信号処理又は画像強調に限定されているもの ハ 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで、(5)から(5の5)まで、又は輸出令別表第2の3第二号(8)に掲げる貨物のいずれかに内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもの
	別表第2の3貨物省令第10条第一号中の附属装置並びにこれらの部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	別表第2の3貨物省令第10条第三号中の電子計算機	電子組立品及びプログラム可能な内部接続であって、加重最高性能（APP）が別表第2の3貨物省令第10条第二号に該当しないもののうち、装置に組み込まれていない電子組立品として出荷されるものに限る。	イ 電子組立品であって、その設計内容により別表第2の3貨物省令第10条第七号に該当する部品として使用するように設計したものを除く。 ロ デジタル電子計算機又はそれに関連する計算機の最大性能が別表第2の3貨物省令第10条第二号を超えないように設計又は改修したものを除く。
	別表第2の3貨物省令第10条第六号中の附属装置		内部相互接続機器（バックプレーン、バスなど）、受動的なデータ転送接続機器、ローカルエリアネットワーク用機器又は通信チャンネルコントローラーを除く。 他の用途に用いることができるものを除く。

	別表第2の3 貨物省令第1 0条第七号中 の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(8)	別表第2の3 貨物省令第1 1条第二号中 の伝送通信装 置	<p>イ 次のいずれかに該当するもの</p> <p>(一) 無線装置（例えば、送信機、受信機及び送受信機）</p> <p>(二) 回線終端装置</p> <p>(三) 中継増幅器</p> <p>(四) 中継装置</p> <p>(五) 再生中継装置</p> <p>(六) 符号変換装置（トランスコーダ）</p> <p>(七) 多重化装置（統計的多重化を含む。）</p> <p>(八) 変調器/復調器（モデム）</p> <p>(九) 多重変換装置（CCITT 勧告 G701 参照）</p> <p>(十) プログラム内蔵方式によるデジタル相互接続装置</p> <p>(十一) ゲートウェイ及びブリッジ</p> <p>(十二) メディアアクセスユニット</p> <p>ロ 次のいずれかを伝送路とする単一又は複数チャンネルの通信で使用するように設計したもの</p> <p>(一) 電線（回線）</p> <p>(二) 同軸ケーブル</p> <p>(三) 光ファイバーケーブル</p> <p>(四) 電磁放射</p> <p>(五) 水中の音波伝播</p>	
	別表第2の3 貨物省令第1 1条第二号中 の部分品及び 附属品		他の用途に用いることができるものを除く。
	別表第2の3 貨物省令第1 1条第二号イ に掲げる貨物		民間用の人工衛星システムに組み込まれて用いられるように特別に設計した装置を除く。
	別表第2の3 貨物省令第1 1条第二号ニ 中の装置	ローカルエリアネットワーク用の装置を組み込んでいる場合は、全ての通信インタフェースを対象とする。	
	別表第2の3 貨物省令第1 1条第二号ホ (二) 中のア ナログ伝送方 式を用いたも		商用テレビを除く。

	のであって、帯域幅が四五メガヘルツを超えるもの		
	別表第2の3貨物省令第11条第二号へ(一)及び(二)中の無線送信機又は無線受信機		国際電気通信連合が割り当てた26.5GHzから31GHzまでの間の周波数帯域に適合する民生用の装置を除く。
	別表第2の3貨物省令第11条第二号へ(三)～(六)中の無線送信機又は無線受信機		民間用の人工衛星システムに組み込まれて用いられるように特別に設計した装置を除く。国際電気通信連合が定める周波数範囲のみ使用できるもののうち、960MHz以下の周波数で使用できるように設計したもの又は総合伝送速度が8.5Mビット毎秒以下のものを除く。
	プログラム内蔵方式の電子式交換装置	交換機能を有するデジタル入出力の統計的な多重化装置を含む。	
	別表第2の3貨物省令第11条第三号中の部分品及び附属品		他の用途に用いることができるものを除く。
	別表第2の3貨物省令第11条第三号ハ中の多重レベルの優先権及びプリエンプレション		単一レベルの呼のプリエンプレションを除く。
	別表第2の3貨物省令第11条第三号チ中のパケット交換機又はルーター		規制値を超えないポート又は回線のものを除く。
	別表第2の3貨物省令第11条第三号チ(一)中の通		別表第2の3貨物省令第11条第二号イで個々に規制されない通信チャネルのみから構成される多重化複合リンクを除く。

	信制御装置		
	別表第2の3 貨物省令第1 1条第五号中 のトラフィック 制御	統計的なトラフィック 条件の予測機能として のトラフィック制御を 含む。	
	別表第2の3 貨物省令第1 1条第六号中 のフェーズド アレーアンテ ナ		国際民間航空機関の標準（マイクロ波着陸シ ステム（MLS））に準拠する計器を有する着 陸管制システムを除く。
	別表第2の3 貨物省令第1 1条第七号中 の部分品及び 附属品		他の用途に用いることができるものを除く。
	別表第2の3 貨物省令第1 4条第八号中 の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(11)	別表第2の3 貨物省令第1 4条中の暗号 装置	貨物等省令第8条第九号に基づいて判定する。	貨物等省令第21条第1項第九号又は同項第 九号の二に該当するプログラムのみにより第 8条第九号から第十一号までのいずれかに該 当する貨物の有する機能と同等の機能を実現 するものを除く。
(12)	別表第2の3 貨物省令第1 5条中の部分 品		他の用途に用いることができるものを除く。
(13)	別表第2の3 貨物省令第1 6条第一号中 の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(15)	別表第2の3 貨物省令第1 8条中の光学 フィルター		固定式のエアギャップ型フィルター又はリオ フィルターを除く。
(16)	別表第2の3 貨物省令第1 9条第五号ロ		多重横モードで発振する産業用レーザー発振 器であって、定格出力が 2kW 以下のもの のうち、総重量が 1,200kg を超えるものを除

	(二) 中の持続波レーザー発振器		く。総重量には、レーザー発振器を機能させるために必要なすべての部分品（例えば、レーザー発振器、電源、熱交換器）を含み、ビーム調整及びビームデリバリーのための外部の光学器械又は光学部品を除く。
(17)	別表第2の3貨物省令第20条第一号中の感度	機器固有のノイズフロア（測定可能な最も小さい信号）の二乗平均平方根をいう。	
	別表第2の3貨物省令第20条第二号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(19)	別表第2の3貨物省令第22条第一号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(21)	別表第2の3貨物省令第24条中の部分品及び附属品		他の用途に用いることができるものを除く。
(23)	別表第2の3貨物省令第26条第一号ふっ化物	光の吸収度合いの低い、光学部品の材料となる物質をいう。	
	別表第2の3貨物省令第26条第一号イ中のふっ化化合物	ふっ化ジルコニウム又はふっ化アルミニウム及びこれらの異性体を含む。	
(24)	別表第2の3貨物省令第27条中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(26)	別表第2の3貨物省令第29条第一号中の空気中で計測された解像度	IEEE 規格 208/1960 又はこれと同等の規格で定める解像度をいう。	
	別表第2の3貨物省令第2		他の用途に用いることができるものを除く。

	9条第六号中の部分品		
	別表第2の3貨物省令第29条第七号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	別表第2の3貨物省令第29条第十三号中の部分品及び附属品		他の用途に用いることができるものを除く。
(27)	別表第2の3貨物省令第30条第二号中の部分品及び附属品		他の用途に用いることができるものを除く。
	別表第2の3貨物省令第30条第三号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(28)	別表第2の3貨物省令第31条第三号の航空機用のガスタービンエンジン及びその部分品		民間航空機に使用することになっている航空機用のガスタービンエンジン及びその部分品であって、8年を超える期間において民間航空機に使用されたものを除く。
	別表第2の3貨物省令第31条第三号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	別表第2の3貨物省令第31条第四号の航空機の部分品	8年を超える期間において民間航空機に使用されたものを含む。	他の用途に用いることができるものを除く。
	別表第2の3貨物省令第31条第五号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(29)	別表第2の3貨物省令第3		スポーツ用のものを除く。

	2条の落下傘		
	別表第2の3貨物省令第32条中の部分品及び附属装置		他の用途に用いることができるものを除く。
(30)	別表第2の3貨物省令第33条中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(33)	量子計算機	重ね合わせ、干渉、もつれなど、量子状態の集成的性質を利用して計算を行うものをいう。	
	別表第2の3貨物省令第36条第一号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	量子処理ユニット、量子ビット回路、量子ビットデバイス	超伝導方式、量子アニーリング方式、イオントラップ方式、光方式、シリコン・スピン方式、冷却原子方式を含む。	
(35)	パウダーベッド方式	選択的レーザー溶融法（SLM）、直接金属レーザー焼結法（DMLS）、電子ビーム溶融法（EBM）によるものをいう。	
	バイндаージェットティング方式	指向性エネルギー堆積法（DED）によるものをいう。	
	エネルギー材料の製造用	超音波押し出しを用いた装置を含む。	
	液槽光重合方式	ステレオリソグラフィ（SLA）、又は、デジタルライトプロセッシング（DLP）によるものいう。	
(36)	印刷方式	プリンテッドエレクトロニクス又はプリンタブルエレクトロニクスともいう。	
(37)	微小な電気機械システム	チップ形式のセンサー（圧力膜、ベンディングビーム又はマイクロアジャストデバイスを含む。）を含む。	
(39)	ポンプ	ゲッター型、ターボ分子型、拡散型、クライオ型、イオン型をいう。	
	超高真空装置	100ナノパスカル以下のものをいう。	
(40)	極低温用に設	希釈冷凍機、断熱消磁	

	計した冷却装置	冷凍機及びレーザー冷却システムを含む。	
	別表第2の3貨物省令第43条第二号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(43)	数値制御	数値データ（通常、動作が進行中に読み取られる。）を扱う装置によって行われるプロセスの自動制御をいう。（国際規格 ISO 2382（2015）参照）	
	別表第2の3貨物省令第46条第二号中の工作機械	複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械にあつては、可能な全ての加工方法に対し、関係する全ての規制項目を確認し判断すること。 旋削、フライス削り又は研削の能力に加えて積層造形的能力を有する工作機械は、関係する規制項目を確認し判断すること。	
	輪郭制御	次の必要な位置とその位置に至るための送り速度を規定する命令に従って動作する2軸以上の数値制御運動をいう。これらの送り速度は互いに関連して変化するので、必要な輪郭が生成される。（国際規格 ISO 2806（1994）参照）	
	輪郭制御をすることができる軸数	輪郭制御をするために同時に関連づけて制御できる補間軸の総数をいう。	
	電子制御装置	電子装置であつて、工作機械の有している運動制御機能と組合わされることにより輪郭制御をすることができるものを含む。	
	電子制御装置を取り付けることができるもの	電子制御装置を実装していない数値制御工作機械を含む。	
	直線軸の全長について測定したときの位置決め精度 [別表第2の3貨物省令第46条第二号ロ（一）、（二）及び（三）中の位置決め精度の測定方法]	国際規格 ISO 230/2（2006）の直線軸に関する測定方法に基づき、下記の測定要件を追加して測定するものとする。 イ 測定条件 （一） 測定の12時間前及び測定中においては、工作機械及び位置決め精度測定装置は、同じ環境温度下に保つこと。予備測定（慣らし運転）中に工作機械のスライドは、本測定と同じ方法で周期的な連続運転を行うこと。ただし、工作機械の機体の温度が室温、測定場所のフロアーの温度等に対して平衡状態を保ち、かつ、当該工作機械の機体の温度が平衡に達していることを確認することができれば、上記条件（測定前に工作機械及び測定装置を同一環境温度下に置く時間）を満足しなくともよい。 （二） 工作機械は、輸出される形態で装備するすべての機械的、電	

		<p>子的又はソフトウェアによる補正を行って測定すること。</p> <p>(三) 測定に用いる測定装置の測定精度は、被測定の仕事機械の位置決め精度の4倍より良い精度であること。なお、レーザー測定装置を使用する場合には、温度、気圧、湿度等の影響を避けるために、エアーセンサー及び物体温度センサーを使用した自動補正又は手動補正を適宜行うこと。</p> <p>(四) スライド駆動のための電源は、次のすべてを満足すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電源の電圧変動は、公称電圧のプラスマイナス10パーセント以下であること。 2 周波数変動は、標準周波数のプラスマイナス2ヘルツ以下であること。 3 停電又は電源の遮断があった場合には、慣らし運転及び測定を始めから行うこと。 <p>ロ 測定プログラム</p> <p>(一) 位置決め精度の測定中の送り速度（スライドの速度）は、早送り速度とすること。ただし、鏡面仕上げ用工作機械にあっては、当該送り速度は、毎分50ミリメートル以下とすること。</p> <p>(二) 位置決め精度の測定は、目標位置へ動くのにその都度出発位置に戻ることなく、軸の可動範囲の一端からインクレメンタルの方法で行うこと。</p> <p>(三) 一つの軸の位置決め精度の測定中にあっては、測定されていない軸のスライドを可動範囲の中央に置くこと。</p> <p>ハ 測定結果の表示方法</p> <p>位置決め精度の測定結果の表示には、国際規格 ISO 2 3 0 / 2 (2 0 0 6) の表 2 (Typical test results) 及び図 2 (Bidirectional accuracy and repeatability of positioning) に倣った表及び図を含み、実際に設定した測定条件及び測定プログラムについても併せて表示すること。ただし、Repeatability (R) に関するものの表示を除く。</p> <p>ニ 測定結果の評価方法</p> <p>(一) 位置決め精度の数値は、国際規格 ISO 2 3 0 / 2 (2 0 0 6) で記述されている Accuracy (A) の数値とする。</p> <p>(二) 位置決め精度の数値は、国際規格 ISO 2 3 0 / 2 (2 0 0 6) に定義される測定の不確かさを考慮に入れない。</p>
	旋削	<p>被加工物を回転させて工具による切削を行うことをいう。</p> <p>被加工物を回転させて、工具を用いて穴をくり広げることを含む。</p>
	フライス削り	<p>回転工具を用いて切削を行うことをいう。</p> <p>回転工具を用いて穴をくり広げることを含む。</p>

	加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル	<p>工具を保持するティルティングスピンドルをいう。</p> <p>フライス削り又は研削をすることができる工作機械を対象とする。</p>	
	別表第2の3貨物省令第46条第三号イ(二)中のスピンドル	旋削をすることができる工作機械を対象とする。	
	回転軸	360度(1回転)以上回転しない回転軸を含む。	
	別表第2の3貨物省令第46条第四号中の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
	両方向位置決め繰返し性	国際規格 ISO 230/2 (工作機械の試験通則第2部) の2.11に規定された手順を使い、この条件の下で求められた軸に沿った又はその周りの任意の位置での繰返し位置決め精度の最大値をいう。	
(44)	クローキング又は適応型の迷彩に用いられる材料	負の屈折率を持つ材料(メタマテリアルを含む。)を含む。	
(45)	印刷方式	プリンテッドエレクトロニクス又はプリンタブルエレクトロニクスともいう。	
(46)	放水砲を用いた装置	遠隔操作可能な放水砲が装備された車両又は固定されたステーションであって、野外の暴動からオペレーターを防護するように設計された装甲、飛散防止窓、金属スクリーン、ブルバー又はランフラットタイヤ等の機能を有するものを含む。	
(49)	拘束のための器具	スタンカフ、ショックベルト、ショックスリーブ及び拘束椅子等の身体の複数部位を拘束する器具を含む。	医療処置中に患者の動きを拘束するために使用される医療器具、医療施設において患者の身体を拘束するための器具、安全ベルト、チャイルドシートその他安全器具を除く。

(50)	別表第2の3 貨物省令第5 3条第一号及 び第二号中の 破碎流体	その組成は用いられる水圧破碎の手法によって異なり、ゲル状、泡状 又は水ベースの流体となる場合がある。	
	別表第2の3 貨物省令第5 3条第二号中 のプロパント	破碎流体に添加される固形材料（通常は処理された砂又は人工のセ ラミック材料）であって、水圧破碎処理中又は処理後に、水圧により 生成された亀裂を支持するために設計されたものをいう。	
(53)	別表第2の3 貨物省令第5 6条第三号か ら第五号まで 及び第7号中 の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(55)	生命又は身体 を防護するた めの装置	次のいずれかに該当するものをいう。 イ 化学物質、生物系材料及び放射性物質から防護するために設計さ れたものであって次のいずれかに該当するものとする。 （一）ろ過及び給気式の全面型面体呼吸用防護具、これに使用する ろ過吸収缶、ろ過フィルター並びにこれらの除染を行うための 装置 （二）防護服、防護手袋及び防護靴 （三）探知又は識別のための装置 ロ 爆発物を自動的に探知し、又は識別するように設計した電子式の 装置（貨物等省令第13条第8項に掲げるものを除く。）	
			化学物質又は生物系材料から防護するために 設計されたものであって、小売用若しくは個 人用に包装されたもの又はラテックス検査用 手袋、ラテックス手術用手袋、液体消毒用石 鹼、使い捨ての手術用無菌布、手術着、手術 用フットカバー、手術用マスクその他医療用 消耗品を除く。
	別表第2の3 貨物省令第5 8条中の部分 品		他の用途に用いることができるものを除く。
(56)	放射線写真用 の装置	エックス線変換器及び 輝尽性蛍光体イメー ジングプレートを含む。	
(57)	複合材料	粒子、ウイスキー若しくは繊維又はこれらの組合せからなる相とマト リックスとからなるものをいう。	
	繊維	次のいずれかに該当す るものを含む。	

		<p>イ 連続したモノフィラメント、ヤーン、ロービング及びトウ</p> <p>ロ テープ、ファブリック、ランダムマット及びブレイド</p> <p>ハ チョップされた繊維、ステープルファイバー、繊維を集めて作ったブランケット</p> <p>ニ 単結晶又は多結晶のウイスキー（あらゆる長さのものを含む。）</p> <p>ホ 芳香族ポリアミド</p> <p>パルプ</p>	
	プリプレグ	有機繊維、炭素繊維又は無機繊維に樹脂（熱硬化性樹脂又は熱可塑性樹脂）又はピッチをマトリックスとして含浸した複合材料成型用の中間基材（形状は問わない。）であって、加熱、加圧等により成型品に成型できるものをいう。	
	プリフォーム	設計した成型品に近い形状に加工した複合材料成型用の中間基材であって、樹脂又はピッチをマトリックスとして含浸したものをいう。	
(58)	複合材料	(57)の「複合材料」の解釈に同じ。	
	別表第2の3貨物省令第61条第一号中の比弾性率	23度プラスマイナス2度の温度及び50パーセントプラスマイナス5パーセントの相対湿度のもとで測定されたニュートン毎平方メートルで表されたヤング率をニュートン毎立方メートルで表された比重量で除した値をいう。	
	別表第2の3貨物省令第61条第二号中の比強度	23度プラスマイナス2度の温度及び50パーセントプラスマイナス5パーセントの相対湿度のもとで測定されたニュートン毎平方メートルで表された最大引張り強さをニュートン毎立方メートルで表された比重量で除した値をいう。	
(59)	ワクチン	<p>人又は動物の疾病を防止するため、接種により免疫の機能を促進するためのものであって、製造者又は使用者が所在する国の規制当局の薬剤規格をもって認可を受けている医薬品で、販売又は臨床試験の実施の認証を受けているものをいう。</p> <p>医療用のワクチンを含む。</p>	
	診断用又は食品検査用のキット	診断又は公衆衛生を目的として特別に開発、包装又は販売されたものをいう。	
(60)	別表第2の3	煙火であって、次のい	

	貨物等省令第63条第十一号中の火工品のうち、民生用途のために設計したもの	<p>いずれかに該当するものを含む。</p> <p>イ 演劇又は舞台用の煙火</p> <p>ロ 特殊撮影用の煙火</p> <p>ハ 観賞用の煙火</p>	
(61)	診断用又は食品検査用のキット	(59)の「診断用又は食品検査用のキット」の解釈に同じ。	
	別表第2の3貨物省令第64条中の貨物等省令第2条第1項第一号から第三号までの化学物質	1-1(7)の表の輸出令別表第1の項の欄の3の「解釈」に同じ。	
(64)	別表第2の3貨物省令第67条中の自動的に探知し、かつ、識別するように設計した電子式の装置	<p>設計感度レベル又はオペレーターが選択する感度レベルで爆発物又は起爆剤を探知する能力を有し、爆発物又は起爆剤が感度レベル以上で探知された際の自動警報を備えるものをいう。</p> <p>次のいずれかの技術を利用したものを含む。</p> <p>イ エックス線の技術を用いたもの</p> <p>ロ 核反応の技術を用いたもの</p> <p>ハ 電磁気の技術を用いたもの</p>	<p>スキャンしている品目の無機/有機カラーマッピングのような表示のオペレーターの解釈に依存する装置を除く。</p>
	別表第2の3貨物省令第67条の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(65)	別表第2の3貨物省令第68条第一号中の動作周波数	ミリ波、準ミリ波とテラヘルツ周波数の領域として扱われる周波数範囲にわたるものをいう。	
	別表第2の3貨物省令第68条の部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
(66)	別表第2の3貨物省令第69条中の米国国家規格協会	ANSI (American National Standards Institute) をいう。	
	別表第2の3	ABMA (American Bearing Manufacturers Association) をいう。	

	貨物省令第69条中の米国軸受製造者協会		
	別表第2の3貨物省令第69条第一号中の動作温度	ガスタービンエンジン運転後の温度を含む。	
	別表第2の3貨物省令第69条第二号中の米国国家規格協会又は米国軸受製造者協会で定める精度がClass A以上のもの又はそれと同等の精度を有するもの	インチ系で表した米国国家規格協会若しくは米国軸受製造者協会で定める精度がClass 00のもの又は日本産業規格B1514-1で定める精度の等級が2級のものを含む。	
	別表第2の3貨物省令第69条第五号中のふっ素重合体	ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）を含む。	
(67)	別表第2の3貨物省令第70条中の銅及びニッケルの合金	銅の合金であって、ニッケルを含むもの（銅を主要な成分として、副成分としてニッケルを含むもの。）をいう。	
(69)	可搬型の発電機	コンクリートによる基礎の打設、ボルト固定等の据付工事を必要としないものをいう。	
(71)	別表第2の3貨物省令第74条の米国歯車製造業者協会	AGMA（American Gear Manufacturers Association）をいう。	
(74)	別表第2の3貨物省令第77条中の第46条、第74条から第76条までに掲げ		計測用干渉計システム（閉ループ又は開ループフィードバック機能を有するものを除く。）であって、レーザー光を用いて工作機械、測定装置又はこれと同等の装置のスライド運動誤差を測定するものを除く。

	る貨物に使用するよう特に設計されたもの		
(75)	アイソスタチックプレス	気体、液体、固体粒子等各種媒体を介して密閉された中空容器内を加圧し、加工物又は材料に容器内のすべての方向から等しい圧力を加えることができる装置をいう。	
(85)	オーステナイト系ステンレス鋼	304ステンレス鋼及び316ステンレス鋼以外のオーステナイト系ステンレス鋼を含む。	
	管	継手を含む。	
	タンクその他の容器		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸入したものであって、輸入した後返送のため輸出するもの（無償のものに限る。） ロ 他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸出するものであって、輸出した後輸入すべきもの（無償のものに限る。）

(6) 輸出令別表第2の3第二号の二の解釈

輸出令別表第2の3第二号の二中に掲げる貨物であっても、次の（イ）又は（ロ）に該当するものは、別表第2の3第二号の二の品目に含まれないものとする。

（イ）他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸入したものであって、輸入した後返送のため輸出するもの（無償のものに限る。）

（ロ）他の貨物を運搬するために使用されるものとして輸出するものであって、他の貨物の輸出において費消されるもの（保守、修理により繰り返し使用するものは除く。）、又は輸出した後輸入すべきもの（無償のものに限る。）

2-1-2 委託加工貿易に関する輸出の承認

輸出令第2条第1項第二号の規定に係る貨物の輸出については、国内産業等に著しい影響を与えない範囲内で承認を行う。

なお、輸出令第2条第1項第二号に該当する「委託加工貿易契約」とは次の要件を備えているものをいう。

(1) 外国にある者に外国での加工を委託し、かつ、製品を本邦に輸入する契約に基づき原材料を輸出するもの。

(2) 委託する加工の内容が、革、毛皮、皮革製品（毛皮製品を含む。以下同じ。）及びこれらの半製品の製造であって、かつ、輸出する原材料が皮革（原毛皮及び毛皮を含む。）及び皮革製品の半製品であるもの。

（注1）上記の要件を満たすものは、加工原材料の輸出及び製品の輸入を有償で行っても本号の対象となる。

（注2）上記の要件を満たすものであっても、関税暫定措置法第8条第1項に基づく関税暫定措置法施行令第22条に定める税関長の確認を受ける場合は、本号の対象とならない。

(注3) 加工原材料の一部を受託者が供給した場合の代金は、加工賃の一部として取り扱う。

2-2 農林水産大臣の同意

輸出令第2条第2項に規定する貨物の輸出承認に対する同意の取扱いは、次による。

(1) 包括同意

(イ) 輸出令別表第2中、次に掲げる貨物の輸出承認に対しては、あらかじめ、農林水産大臣に対して包括同意を求めることができる。

33の項 うなぎの稚魚

(ロ) 価額の全部につき支払手段による決済を要しない貨物及び保税地域から積み戻す貨物の輸出承認に対しては、農林水産大臣の包括同意が得られている。

(2) 個別同意

包括同意の行われていない貨物の輸出承認に対する同意は、農林水産大臣に対して申請ごとに求めなければならない。

3 削除

4 特例

4-1 外為法第48条第1項の規定は、輸出令第4条第1項各号に掲げる場合には、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に係る場合を除き適用されない。

4-1-1 輸出令第4条第1項第一号の解釈は次に定めるところにより行う。

(1) 「仮に陸揚げした貨物」とは、関税法第21条に規定されている仮陸揚げ貨物及び同法第30条各号の規定に該当する貨物のほか、外国から積載されてきた貨物であつて、指定保税地域に搬入されているもの又は保税蔵置場に搬入されているもののうち同法第43条の3第1項の規定に基づき税関長による蔵入承認を受けずに蔵置されているものをいう。

(2) 「次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき」とは、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地とする輸出については、輸出令第4条第1項第一号イの規定に基づく仮陸揚げ貨物核兵器等開発省令に該当せず、かつ、輸出令第4条第1項第一号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けなければ輸出特例になる（外為法第48条第1項の規定の適用はない）というもの。

(3) 輸出令第4条第1項第一号イの解釈

「軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置」は「化学兵器又は生物兵器」を意味する。「これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機」には大量破壊兵器を運搬する専用のロケット又は無人航空機はもとより、大量破壊兵器を運搬することができる汎用のロケット又は無人航空機も含まれる。

「経済産業省令で定めるとき」とは、仮陸揚げ貨物核兵器等開発省令で定めるものをいう。

(4) 輸出令第4条第1項第一号ロの解釈

「通知を受けたとき」は、0-2でいう「輸出の時点」までに、経済産業大臣の許可の申請をすべき旨の「通知」が輸出者に到達した場合に、本規定に該当することとなる。

4-1-2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い

輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。

(1) 輸出令第4条第1項第二号のイについては、次により取り扱う。

(イ) 「外国貿易船又は航空機」とは、本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機をいう。

(ロ) 「船用品又は航空機用品」とは、原則として、船舶又は航空機において使用する貨物で、燃料、飲食物その他の消耗品及び帆布、綱、じゅう器その他これらに類するもの「関税法第2条第九号の「船用品」又は第十号の「機用品」の範囲と同様」のほか、船舶又は航空機に積み込まれる修繕部品、計器類、機械の予備品等を含むものとして取り扱う。

(ハ) 本邦と外国との間を往来する外国籍船舶又は外国籍航空機の修理改装のため使用する資材等の取扱いは、使用される修理改装の内容が新装に等しい大修理又は大改装である場合は、通常の輸出とし、大修理又は大改装でない時は、「船用品」又は「機用品」として取り扱う。

(注) 外国航空会社が本邦と外国との間を往来する外国籍航空機を本邦において修繕又はその部品の取替等のため、外国にある当該会社の本社等から送付を受け、保税地域にこれらの修繕品又は部品等を蔵置しておき、修繕等に使用するものの取扱いは、関税定率法の免税規定を適用するため、輸入申告を行った上で積み込む場合においても、輸出令上は「機用品」に該当するものとして取り扱う。

(2) 輸出令第4条第1項第二号のロについては、次により取り扱う。

(イ) 「航空機の発着又は航行を安全にするために使用される機上装備用の機械及び器具並びにこれらの部分品」とは、関税定率法施行令第22条第二号及び同条第三号に掲げる貨物のうち、機上装備用のものに係るものと同様の範囲のものとする。

(ロ) 「修理を要するもの」とは、当該貨物が不良のものであって、修理又は取替えのために輸出するものをいい、原則として、当該貨物を製造した者又は当該製造者の指定する者に輸出する場合に限る。

(3) 輸出令第4条第1項第二号のハに規定するものは、国際連合の特権及び免除に関する条約に基づき禁止又は制限が免除される国連広報センター、国連難民高等弁務官東京事務所、ユニセフ東京事務所、国連開発計画東京事務所、国連地域開発センター、アジア・太平洋統計研究所及び国連アジア極東犯罪防止研究所がそれらの公用のために輸出する貨物、専門機関の特権及び免除に関する条約に基づき禁止又は制限が免除される国連工業開発機関、ILO東京支局、世界銀行東京事務所及び国際金融公庫極東事務所がそれらの公用のために輸出する貨物、国連大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定に基づき禁止又は制限が免除される国連大学がその公用のために輸出する貨物、日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定に基づき禁止又は制限が免除されるOECD広報局直轄東京公報センターがその公用のために輸出する貨物、アジア生産性機構の特権及び免除に関する日本国政府とアジア生産性機構との間の協定に基づき禁止又は制限が免除されるアジア生産性機構が公用のために輸出する貨物、国際原子力機関の特権及び免除に関する協定に基づき禁止又は制限が免除される国際原子力機関がその公用のために輸出する貨物並びに化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づき禁止又は制限が免除される化学兵器の禁止のための機関がその公用のために輸出する貨物をいう。

(4) 輸出令第4条第1項第二号のニに規定する「その他これに準ずる施設」とは、OECD代表部等を言う。ただし、法第48条第1項の趣旨に照らし、名誉領事官等は含まれない。

(5) 輸出令第4条第1項第二号のホ及びヘに規定する貨物は、輸出令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

(イ) 同告示第一号1に規定する「本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出するもの」とは、本邦から輸出した貨物を本邦において修理するために輸入し、修理完了後当該貨物の本邦への輸出者に再輸出するものであって、修理した貨物が本邦から輸出したときの仕様から変更のないものをいい、修理には1対1の交換を含むものとする。

なお、当該修理が無償か有償かを問わないものとする。

(ロ) 同告示第一号2に規定する「映画撮影用の機械器具」とは、撮影機、録音装置、照明器具等の映画撮影用の機械及び器具（映画撮影に使用するトラックを含む。）をいう。

(ハ) 同告示第一号3に規定する「返送」とは、本邦において開催された博覧会等に外国から出品するため貨物を本邦に向けて輸出した者に対して、博覧会等の終了後その貨物を無償で輸出することをいう。

- (ニ) 同告示第一号5に規定する「通関手帳により輸出するもの」とは、A T A条約に基づき外国の通関手帳発給団体により発給された通関手帳により輸出するものをいう。
- (ホ) 同告示第二号4に掲げる国際間海底ケーブルの障害復旧及び障害防止のために輸出する復旧機材並びに修理船及びケーブル陸揚局で用いる機器類であつて、当該障害復旧作業及び障害防止作業の終了後本邦に輸入されるべき貨物の範囲は、次による。
- (a) 「復旧機材」とは、次の貨物をいう。
- (i) ケーブル探査・埋設用無人潜水艇（操縦設備、揚降設備及び操縦索を含む。）及びこれらの附属装置
 - (ii) ケーブル探線機、埋設機（動作監視装置及び曳行索を含む。）及びこれらの附属装置
 - (iii) ケーブル探査用センサー（検出監視装置、曳行索を含む。）及びこれらの附属装置
- (b) 「機器類」とは、次の貨物をいう。
- (i) 伝送端局装置及びその附属装置
 - (ii) 伝送特性測定装置及びその附属装置
 - (iii) 連絡用通信機器及びその附属装置
- (ヘ) 同告示第一号6及び7に規定する「一時的に入国して出国する者」とは、輸入令別表第2に掲げる「一時的に入国する者」が出国する場合をいう。
- (ト) 同告示第二号5及び6に規定する「一時的に出国する者」とは、外国における滞在期間が家族を伴っている場合は、1年未満、その他の場合は、2年未満の予定で出国する者（一時的に入国して出国する者及び船舶又は航空機の乗組員を除く。）をいう。
- (チ) 同告示第一号6及び7並びに第二号5及び6に規定する「税関に申告の上別送する」貨物は、後送については出国した者が出国した日から原則として6月以内に輸出するものについて認めるものとし、前送については出国者の旅券等により必ず出国することが確認できる場合に限る。

なお、本人が別送の申告をしない場合であっても、出国の事実及び出国者の所有に係るものであることが確認できる場合は、代理人が申告をして輸出することができる。

4-1-3 輸出令第4条第1項第三号の解釈

輸出令第4条第1項第三号の解釈は、次に定めるところにより行う。

次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき」とは、輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地とする輸出については、輸出令第4条第1項第三号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定、同号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理、同号ハの規定に基づく通常兵器開発等省令の規定、同号ニの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理のすべてに該当しなければ輸出特例になる（外為法第48条第1項の規定の適用はない）というもの。

輸出令別表第3及び第3の2以外の地域を仕向地とする輸出については、輸出令第4条第1項第三号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定、同号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理、同号ニの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理のすべてに該当しなければ輸出特例になる（外為法第48条第1項の規定の適用はない）というもの。

(1) 輸出令第4条第1項第三号ロの解釈

「通知を受けたとき」は、4-1-1(4)と同じ。

(2) 輸出令第4条第1項第三号ニの解釈

「通知を受けたとき」は4-1-1(4)と同じ。

4-1-4 輸出令第4条第1項第四号の解釈

輸出令第4条第1項第四号の「総価額」として積算すべき貨物の範囲は、輸出令別表第1の各項の中欄のうち括弧毎の貨物とし、輸出令第4条第1項第四号に規定された条件は各々の総価額

ごとに判断する。ただし、積算すべき貨物の範囲に輸出令別表第3の3に掲げる貨物とそれ以外の貨物が混在する場合にあつては、輸出令別表第3の3に掲げる貨物の積算額及びそれ以外の貨物の積算額を各々の総価額とする。

4-2 輸出令第2条の規定は、同令第4条第2項各号に掲げる場合には、同令別表第2の37から41まで及び43から45までの項の中欄に掲げる貨物に係る場合を除き適用されない。

4-2-1 仮陸揚貨物の解釈

輸出令第4条第2項第一号に規定されている「仮に陸揚した貨物」とは、4-1-1に準じて取り扱う。

4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い

輸出令別表第5に掲げる貨物の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。ただし、輸出令別表第2の1の項の中欄、35の3の項(1)及び(6)並びに35の4及び36の項の中欄に掲げる貨物(同表の35の3の項(1)及び(6)に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)は輸出特例とはならない。

- (1) 輸出令別表第5第一号に規定する無償の救じゅつ品とは、外国の公共的機関(国若しくはその行政区域である公共団体その他本邦の公共的機関と同様の機関をいう。)並びに国際連合、国際赤十字、その他国際機関に対して、救じゅつのために無償で輸出される医薬品、食糧、衣料その他の生活必需物資であつて、その送付が国連決議等の我が国の国際約束に背馳しないものをいう。
- (2) 輸出令別表第5第二号に規定する無償の商品見本は、次に掲げるものであつて、無償で輸出されるものをいう。ただし、輸出令別表第2の35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であつて、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするもの並びに北朝鮮を仕向地とする貨物は輸出特例とはならない。また、ベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までに規定する輸出の貨物も輸出特例とはならない。

なお、商品見本を展示するための器具については、展示のために必要と認められる限度において、便宜商品見本に含まれるものとして取り扱って差し支えない。

(イ) 真正見本(ボナファイド・サンプル)

(ロ) 真正見本以外のもので本邦の製造業者若しくは輸出業者が「商品の注文をとるために」又は外国の製造業者若しくは輸入業者が「再生産の試品とするために」使用することを目的とするものであり、かつ、「商品見本、非売品」のレッテルをはっているもの又はそれ以上の表示があるもの

- (3) 輸出令別表第5第二号に規定する無償の宣伝用物品は、次に掲げるものであつて、無償で輸出されるものをいう。ただし、輸出令別表第2の35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であつて、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするもの並びに北朝鮮を仕向地とする貨物は輸出特例とはならない。また、ベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までに規定する輸出の貨物も輸出特例とはならない。

(イ) 宣伝用印刷物(映画の予告編(トレーラー)・PR用映画、スチール写真、カレンダー、日記帳等を含む。)

(ロ) 宣伝用印刷物以外のもので、宣伝を目的とする本邦の「企業名」又は本邦企業の製造にかかる商品の「商品名」等を専ら宣伝のために表示した物品

- (4) 輸出令別表第5第三号については、次により取り扱う。

ただし、輸出令別表第2の2に掲げる貨物であつて、北朝鮮を仕向地とするもの及び輸出令別表第2の3第三号に掲げる貨物であつて、ロシアを仕向地とするものは輸出特例とはならない。

(イ) 「その他の方法により送付される同様の小包」とは、船(機)長託送品、旅客託送品、航空輸送貨物等をいう。

(ロ) この号に該当する小包は、次に掲げるものとする。

(a) 受取人の個人的使用に供されるもの

(b) (a) に掲げる以外のものについては、便せん、封筒、積荷目録等に当該会社名が印刷されているもの等他の目的用途に供されるおそれがないもの

(ハ) 郵便物の内容となっている郵便切手は使用済であると未使用であるとを問わず輸出令上は「貨物」として取り扱う。なお、その料金額又は評価額の合計額が500万円を超えるものはこの号に該当しない。

(ニ) 輸出令第4条第2項第二号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は次の表1に、同号ホに規定する「別表第2の3第三号に掲げる貨物」の解釈は次の表2に掲げるところにより行う。

なお、表1中「アメリカ合衆国通貨〇〇ドルに相当する額を超えるものに限る。」、及び表2において定める金額の外国通貨又は電子決済手段等若しくはその他の財産的価値への換算は別に定める換算率によるものとする。

(ホ) 北朝鮮を仕向地とする貨物については、輸出禁止措置の閣議決定の趣旨を踏まえ、「受取人の個人的使用に供される貨物」の該非については個別に判断するものとする。

表1

別表第2の2の号	貨物名	解釈(対象となる関税率表の番号等)
1	牛の肉(冷凍したものに限る。)	02.02
2	魚のフィレ(冷凍したものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)	0304.87のうちまぐろ
3	キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	1604.31、1604.32
4	アルコール飲料	22.03から22.06まで、22.08
5	製造たばこ及び製造たばこ代用品	24.02、2403.11、2403.19
6	香水類及びオーデコロン類	33.03
7	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品(日焼止め用又は日焼け用の調製品を含み、医薬品を除く。)及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品	33.04
8	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器(外面が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)	4202.11、4202.91
9	ハンドバッグ(外面が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)	4202.21、4202.91
10	財布その他のポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品(外面が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。)	4202.31、4202.91

1 1	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）	4 2 . 0 3
1 2	毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品及び人造毛皮製品	4 3 . 0 3、4 3 . 0 4（製品のものに限る。）
1 3	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	5 7
1 3 の 2	つづれ織物（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	つづれ織物であつて、以下の輸出統計品目番号に該当するもの（アメリカ合衆国通貨500ドルに相当する額を超えるものに限る。）に限る。 50 . 0 7、51 . 1 1から51 . 1 3まで、5208 . 4 9、5209 . 4 9、5210 . 4 9、5211 . 4 9、5212 . 1 4、5212 . 2 4、5309 . 1 9、5309 . 2 9、5310 . 9 0、53 . 1 1、5407 . 1 0から5407 . 3 0まで、5407 . 4 3、5407 . 5 3、5407 . 6 1、5407 . 6 9、5407 . 7 3、5407 . 8 3、5407 . 9 3、5408 . 1 0、5408 . 2 3、5408 . 3 3、5512 . 1 9、5512 . 2 9、5512 . 9 9、5513 . 3 1、5513 . 3 9、5514 . 3 0、55 . 1 5、5516 . 1 3、5516 . 2 3、5516 . 3 3、5516 . 4 3、5516 . 9 3、5702 . 1 0、5702 . 2 0、5702 . 5 0、5702 . 9 1、5702 . 9 2、5702 . 9 9、5705 . 0 0、5805 . 0 0、5806 . 2 0から5806 . 3 9まで、5807 . 1 0、5809 . 0 0、59 . 0 1、59 . 0 3、5906 . 9 9、5907 . 0 0、62、63 . 0 1、6302 . 3 1から6302 . 3 9まで、6302 . 5 1から6302 . 5 9まで、6302 . 9 1から6302 . 9 9まで、6303 . 9 1から6303 . 9 9まで、6304 . 1 9、6304 . 9 2から6304 . 9 9まで、63 . 0 7、63 . 0 9に該当するもの
1 3 の 3	磁器製の食卓用品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	6 9 1 1 . 1 0（食卓用品（アメリカ合衆国通貨100ドルに相当する額を超えるものに限る。）に限る。）
1 4	ガラス製品（鉛ガラス製のものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	7 0 1 3 . 2 2、7 0 1 3 . 3 3、7 0 1 3 . 4 1、7 0 1 3 . 9 1、7 1 . 1 7（鉛ガラス製のものに限る。）
1 5	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、特定金属（銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム）	7 1 . 0 1から7 1 . 1 6まで

	ム及びルテニウムをいう。以下同じ。)及び特定金属を張つた金属並びにこれらの製品	
16	携帯用のデジタル式自動データ処理機械(少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。)	8471.30
17	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器、ヘッドホン及びイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置	85.18
18	音声再生機、録音機及びビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	85.19、85.21、85.22
19	録音その他これに類する記録用の媒体(写真用又は映画用のものを除き、録音その他これに類する記録をしたものを含む。)	85.23(8523.52を除く。)
20	ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ	8525.81から8525.89まで(テレビジョンカメラを除く。)、8806.21から8806.99まで(ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラに限る。)
21	ラジオ放送用受信機(無線電話又は無線電信を受信することができるものを含む。)	85.27
22	テレビジョン受像機器(カラーのものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)並びにビデオモニター(カラーのものに限る。)及びビデオプロジェクター	8528.49(カラーのものに限る。)、8528.59(カラーのものに限る。)、8528.69、8528.71(カラーのものであつて、放送用のものに限る。)、8528.72(放送用のものに限る。)
23	乗用自動車及び雪上走行用に特に設計した車両(雪上走行用に特に設計した車両にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)	87.03(8703.10は、雪上走行用に特に設計した車両に該当するスノーモービル(アメリカ合衆国通貨2000ドルに相当する額を超えるものに限る。))に限る。)
24	モーターサイクル(モペットを含む。)及び補助原動機付きの自転車	87.11(サイドカー(片側に一個の車輪を有し、また、反対側には自転車又はモーターサイクルに取り付けてそれらの側面を走行させるための連結器を備えているもの)を除く。)
25	ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶及びカヌー	89.03(櫓船を除く。)
26	写真機(一眼レフレックスのものに限る。)	9006.53、9006.59
27	映画用の撮影機及び映写機	90.07

28	投影機、写真引伸機及び写真縮小機 (映画用のものを除く。)	90.08
29	映写用又は投影用のスクリーン	9010.60
30	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計 (ストップウォッチを含む。)	91.01、91.02
31	楽器並びにその部分品及び附属品	92
31の2	運動用具並びにその部分品及び附属品 (経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)	<p>64.01から64.05までに該当するもののうち、①から④までのいずれかに掲げるものに限る。</p> <p>① スケート靴 本底にアイススケート部品又はローラー スケート部品を取り付けることができるよ うに合金板等が挿入されている靴</p> <p>② スキー靴及びスノーボードブーツ 爪先部分又はかかと部分にスキー及びス ノーボード締具を取り付けることができ るような構造を有している靴</p> <p>③ レスリングシューズ及びボクシングシ ューズ 以下(イ)から(ニ)までのすべてに該 当する靴で、形状、機能等を総合的に判断 して、レスリング及びボクシングに直接使 用することを目的とするものであると認め られる靴 (イ) 平底で、本底の表面がすべり止め 成型されているもの又は本底の表面に すべり止め素材を使用しているもの (ロ) 甲の爪先部分若しくはかかと部分 の外面が補強されているもの(材料を 問わない。)又は甲の一部が本底材と の一体成型により補強されているもの (ハ) 甲締め部分がひも締めのもの (ニ) 足入れ口がくるぶし以上まである もの</p> <p>④ スポーツ活動用として製造した履物 (スパイク、スプリング、ストップ、ク リップ、バーその他これらに類する物品 を取り付けてあるもの及び取り付けるこ とができるものに限る。)</p> <p>例：スパイクシューズ類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上競技用スパイクシューズ ・陸上投てき用シューズ ・野球用スパイクシューズ ・ゴルフシューズ ・サッカーシューズ ・ラグビーシューズ ・アメリカンフットボールシューズ 等 <p>注：以下のものは含まれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジョギングシューズ ・テニスシューズ 等

		95.06
32	万年筆	9608.30（製図用のペン（墨汁を使用するものに限る。）を除き、ペン軸の内部に保持したインクが毛細管現象によりスリットの入ったペン芯を通じてペン先に持続的に供給される構造を持ったペンに限る。）
33	美術品、収集品及びこつとう	97

表2

輸出令別表 第2の3第 三号の細目	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等）
イ	アルコール飲料及びエチルアルコール	22.03、22.04（2204.22及び2204.30を除く。）、22.05、22.06、2207.10、22.08（4万円を超えるものに限る。）
ロ	葉巻たばこ、シエルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	24.02（2402.20を除く。）（4万円を超えるものに限る。）
ハ	香水類、オーデコロン類その他の調製香料及び美容用、メークアップ用又は皮膚の手入れ用の調製品その他の化粧品類	33.03、33.04（3304.30を除く。）、3307.90（4万円を超えるものに限る。）
ニ	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、ハンドバッグ、財布その他これらに類する容器及びズボンつりその他の衣類附属品	42.02（4202.92を除く。）、4203.40（4万円を超えるものに限る。）
ホ	毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品	43.03（4万円を超えるものに限る。）
ヘ	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	57（5702.49を除く。）（4万円を超えるものに限る。）
ト	つづれ織物	58.05（4万円を超えるものに限る。）
チ	スキースーツ、水着、絹製のブラウスその他の衣類及び絹製のショールその他の衣類附属品	6110.30、61.12、6206.10、6211.11から6211.20まで、6213.90、6214.10、6215.10（10万円を超えるものに限る。）
リ	スキー靴、スポーツ用の履物その他の履物	6401.92、64.02（6402.20及び6402.91を除く。）、64.03、64.04（6404.19を除く。）、6405.10（10万円を超えるものに限る。）

ヌ	革製その他の材料製の帽子（安全帽子並びにゴム製及びプラスチック製のものを除く。）	6506.99 （10万円を超えるものに限る。）
ル	磁器製の食卓用品その他の陶磁製品	69.11、69.14 （4万円を超えるものに限る。）
ヲ	ガラス製品（鉛ガラス製のものに限る。）	7013.22、7013.33、7013.41、7013.91 （4万円を超えるものに限る。）
ワ	天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石並びにこれらの製品、銀及び金並びにこれらの製品、特定金属（銀及び金を除く。）の製品並びに特定金属を張った金属の製品	71.01、7102.10、71.03、7104.91、71.06（7106.10を除く。）、7108.13、71.13、71.14（7114.11を除く。）、7115.90、71.16 （金を主たる材料とする物を除き、4万円を超えるものに限る。）
カ	船舶推進用エンジン及びその部分品並びに携帯用の自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）	8407.21、8407.29、8408.10、8409.91（船舶推進用エンジンに使用する部分品に限る。） （130万円を超えるものに限る。） 8471.30 （4万円を超えるものに限る。）
ヨ	乗用自動車その他の自動車、モーターサイクル（モペットを含む。）、補助原動機付きの自転車及びサイドカー並びにこれらの部分品及び附属品	87.03 （600万円を超えるものに限る。） 87.06（乗用自動車用のものに限る。）、8707.10 （200万円を超えるものに限る。） 87.11（8711.10を除く。） （60万円を超えるものに限る。） 8714.10 （20万円を超えるものに限る。）
タ	呼吸用機器及びガスマスク（機械式部分及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。）	90.20 （4万円を超えるものに限る。）
レ	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含み、ケースに特定金属又は特定金属を張った金属を使用したものに限る。）及びその部分品	91.01、9111.10、9111.90（特定金属（銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。以下同じ。）又は特定金属を張った金属を使用したケースの部分品に限る。）、9113.10 （4万円を超えるものに限る。）
ソ	グランドピアノ	9201.20 （20万円を超えるものに限る。）
ツ	美術品、収集品及びこつとう	97（金貨その他金を主たる材料とする物を除く。） （4万円を超えるものに限る。）

(注) 上記に定める金額は、原則として、商品を構成する最小単位となる箱やパッケージ、その他これらに相当するものの1単位当たりの金額とする。

- (5) 輸出令別表第5第四号については、4-1-2の(1)と同じ。
- (6) 輸出令別表第5第五号については、4-1-2の(2)と同じ。
- (7) 輸出令別表第5第六号については、国立国会図書館が発行する証明書により確認する。
- (8) 輸出令別表第5第七号の「元首」とは、君主、大統領その他国際法上外国に対して一国を代表する者をいう。
- (9) 輸出令別表第5第八号の規定については、次により取り扱う。
- (イ) 「大使、公使」とは、特命全権大使、特命全権公使、弁理公使、代理大使及び代理公使をいう。
- (ロ) 「その他これに準ずる使節」とは、本邦に派遣された元首又はローマ教皇を代表する特派使節、国際連合又はその専門機関の高級職員、国際司法裁判所裁判官等及び外交特権を有する者をいう。
- (ハ) 「その他これに準ずる施設」とは、名誉領事官等をいう。
- (10) 輸出令別表第5第九号に規定する勲章、賞はい等は、政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる機関が贈与するものに限り、「その他これに準ずるもの」には、記念品を含む。
- (11) 輸出令別表第5第十号に規定する「本邦の公共的機関」とは、国、地方公共団体その他の公共団体、公共事業体、国又は地方公共団体の設立した学校、研究所、医療施設その他の営造物及び特殊法人並びにこれらの機関をいうものとし、「外国の公共的機関」とは、国若しくはその行政区域である公共団体その他本邦の公共的機関と同様の機関並びに国際連合、赤十字、その他の国際機関をいう。
- また、「友好を目的として寄贈される貨物」とは、親善、儀礼等を目的として寄贈される記念品的性格のものその他これらの目的に照らして妥当なものに限るものとし、販売を目的として輸出する貨物は含まれない。
- (12) 輸出令別表第5第十二号に規定する「本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないもの(経済産業大臣が告示で定めるものを除く。)」の取扱いは次による。ただし、輸出令別表第2の20、21、21の2、25、35及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であってそれぞれの項の下欄に掲げる地域を仕向地とするもの、北朝鮮を仕向地とする貨物、ベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までに規定する輸出の貨物並びに同告示第六号及び第七号に該当する貨物は輸出特例とはならない。
- (イ) 「本邦に輸入された貨物」とは、輸入令上の手続をとって輸入されたか否かを問わず、本邦に輸入された貨物のすべてを含むものとする。
- (ロ) 「無償の輸出」とは、輸出者が当該貨物を輸出することによって、いかなる債権の発生の当事者となる効果も生じない輸出をいう。
- (注) 次のような場合は無償の輸出に該当しない。
- (a) 役務契約(債権の発生する契約に限る。)を履行するために、貨物を無為替輸出する場合
- (b) 証券応募に基づいて現物出資するために、貨物を無為替輸出する場合
- (c) 非居住者との勘定に借記することにより貨物を無為替輸出する場合
- (ハ) 「性質及び形状が変わっていないもの」については関税定率法第14条第十号に掲げるものの取扱いに準ずる。

参考

「その輸入の許可の際の性質及び形状が変わっていないもの」とは、輸入の際の品質、規格、形状等がその輸出の際において同一のものであると認められるもの(輸入された貨物の部分品等が本体から分離されて輸出される場合であっても、当該部分品等について、輸入の際の性質、形状が輸出の際において同一と認められる場合はこれを含む。)をいう。

したがって本邦において使用した形跡のあるもの又はさ細な加工若しくは修繕をしたもの（たとえば、ねじ締め、油洗い、注油等）であって、輸入した物品と同一のものと認められる場合は、本号を適用する。

- (13) 輸出令別表第5第十四号に規定する貨物は、無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物、ベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までに規定する輸出の貨物並びに同告示第一号4の項に該当する貨物のうち輸出令別表第2の21の2及び35の2の項の中欄に掲げる貨物であって、同項下欄に掲げる地域を仕向地とするものは輸出特例とはならない。

- (イ) 同告示第一号1に規定する「本邦から輸出した貨物であって、本邦において修理した後再輸出するもの」とは4-1-2の(5)の(イ)と同じ。

- (ロ) 同告示第一号2に規定する「映画撮影用の機械器具」とは、4-1-2の(5)の(ロ)と同じ。

- (ハ) 同告示第一号3に規定する「簡単な取付け」とは、取付け作業が簡単なものであり、かつ、取付け後において取り付けた部分を容易に確認できるものをいう。

なお、この規定は、簡単な取付け等が行われる部分品又は附属品のみが輸出特例となるのであって、貨物の本体については、輸出特例が適用されないことに注意すること。

- (ニ) 同告示第一号4に規定する「返送」とは、4-1-2の(5)の(ハ)と同じ。

- (ホ) 同告示第一号6に規定する「通関手帳により輸出するもの」とは、4-1-2の(5)の(ニ)と同じ。

- (14) 輸出令別表第5第十五号に規定する貨物は、無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

ただし、同告示第二号1、2及び6の項に該当する貨物であって、北朝鮮を仕向地とするもの、並びにベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までに規定する輸出の貨物は輸出特例とはならない。

同告示第二号2に規定する「通関手帳により輸入すべきものとして通関手帳により輸出する貨物」とは、ATA条約に基づき（社団法人）国際商事仲裁協会により発給された通関手帳に基づき輸出する貨物で、かつ、通関手帳の有効期間内に本邦に輸入される貨物をいう。

4-2-4 輸出令別表第6の解釈及び取扱い

輸出令別表第6の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。ただし、輸出令別表第2の1の項の中欄、並びに35の3の項(1)及び(6)並びに35の4の項の中欄に掲げる貨物（同表の35の3の項(1)及び(6)に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）を輸出しようとする場合、一時的に入国して出国する者が同表の36の項の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合並びに船舶又は航空機の乗組員が輸出令別表第2の2に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出する場合は輸出特例とはならない。また、船舶又は航空機の乗組員が別表第2の3第三号に掲げる貨物をロシアを仕向地として輸出する場合は輸出特例とはならない。ただし、当該乗組員が入国する際に身につけていたものを身につけたまま本邦から出国する場合には、規制の趣旨に鑑み、輸出承認の対象とはしない。

- (1) 輸出令別表第6に掲げる永住の目的をもって出国する者、一時的に出国する者及び一時的に入国して出国する者の範囲は、次によるものとする。

- (イ) 「永住の目的をもって出国する者」とは、外国における滞在期間が家族を伴っている場合は、1年以上、その他の場合は、2年以上の予定で出国する者をいう。
- (ロ) 「一時的に出国する者」は、「永住の目的をもって出国する者」以外の者（一時的に入国して出国する者及び船舶又は航空機の乗組員を除く。）をいう。
- (ハ) 「一時的に入国して出国する者」とは、輸入令別表第2に掲げる「一時的に入国する者」が出国する場合をいう。
- (2) 輸出令別表第6に掲げる「携帯品」、「職業用具」、「引越荷物」及び「本人の私用に供すると認められる貨物」の範囲は、同表の備考に掲げられている貨物として妥当と認められるものをいう。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、輸出禁止措置の閣議決定の趣旨を踏まえ、「携帯品」、「職業用具」及び「引越荷物」の該非については、以下のとおり取り扱う。また、ロシアを仕向地とする輸出令別表第2の3第三号に掲げる貨物の輸出についても同様とする。
- ① 一時的に出国する者の「携帯品」は、原則として、現に使用中のもの又は明らかに当該旅行中に使用すると認められるものに限る。
- ② 一時的に入国して出国する者の「携帯品」は、原則として、現に使用中のもの又は明らかに当該旅行中に使用したと認められるものに限る。
- ③ 一時的に出国する者及び一時的に入国して出国する者の「職業用具及び引越荷物」の該非については個別に判断するものとする。
- (3) 輸出令第4条第2項第四号に規定する「税関に申告の上別送して輸出するもの」は、後送については出国者が出国した日から原則として6月以内に輸出するものについて認めるものとし、前送については出国者の旅券等により必ず出国することが確認できる場合に限る。
- なお、本人が、別送の申告をしない場合であっても、出国の事実及び出国者の所有に係るものであることが確認できる場合は、代理人が申告をして輸出することができる。
- (4) 輸出令第4条第2項第四号に規定する「別表第2の2に掲げる貨物」及び「別表第2の3第三号に掲げる貨物」の解釈は、4-2-2の(4)の(二)と同じ。

4-3 輸出令別表第7の取扱い

北朝鮮を仕向地として輸出する貨物は輸出特例とはならない。

5 税関の確認等

5-0 根拠

輸出令第5条は、外為法第54条第1項に基づく規定である。

(1) 確認の時期等

輸出令第5条第1項には、税関が輸出の確認を行う時期については特に規定されていないが、税関が行う輸出の確認は、仮に陸揚げされた貨物については積込みのとき、郵便物については税関の検査のとき、その他の貨物については税関に輸出申告（積み戻し申告を含む。以下同じ。）が行われたときに、それぞれ行うものとする。

なお、信書については、この確認を必要としない。

(2) 確認の書類

税関が輸出の確認のため提出又は提示を求める書類は、次のとおりとする。

- (イ) 外為法第48条第1項又は輸出令第2条第1項の規定により輸出の許可又は承認を必要とするものについては、輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証の原本

ただし、「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について」（平成14年11月5日付け平成14・10・28貿局第4号、輸出注意事項14第44号・輸入注意事項14第45号。以下「電子裏書通達」という。）に規定する電子許可・承認・確認（以下「電子許可・承認・確認」という。）を受けているものについては、当該電子許可・承認・確認の許可番号、承認番号又は許可・承認番号を税関に通知

することをもちえて提出に替えるものとする。

なお、電子裏書通達4.(2)②の規定に基づく裏書情報(同通達1.(4)に規定する「裏書情報」という。以下同じ。)の記録は、当該許可番号、承認番号又は許可・承認番号の税関への通知の前に行われていなければならないものとする。

また、輸出規則第1条に規定する輸出承認証又は同規則第2条の2に規定する輸出許可証については、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用した電磁的記録の提出をもちえて原本の提出に替えることができる。ただし、税関が原本を確認する必要があると認めた場合には、輸出の許可の前に原本の提出又は提示を求めることを妨げない。

電磁的記録の提出をもちえて輸出の許可がされた場合には、輸出の許可の日から3日以内(期間の末日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日をもって当該期間の末日とする。)に、輸出承認証又は輸出許可証の原本の提出又は提示を求めるものとする。

なお、輸出承認証の電磁的記録には、申告時点までの当該輸出承認証に係る貨物のすべての輸出申告情報が記録されていなければならないものとする。

(注) 税関に提出された輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証の原本は、税関において、裏書通関欄に所要事項を記載し、申告者に返却する。ただし、上記ただし書の場合にあつては、なお書に規定する裏書情報が税関において輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証の裏書通関欄に記載すべき事項と相違ないことを確認しなければならない。

- (ロ) 経済産業大臣が輸出を行う場合は、これを証する書類
- (ハ) 輸出の許可若しくは承認の条件として、特定の書類を税関に提出又は提示することとされている場合は、その書類
- (ニ) その他税関が特に必要と認める書類

6 削除

7 輸出の事後審査

(1) 輸出の事後審査事務の取扱区分

輸出令第7条の規定による輸出の事後審査は、別表第1及び別表第2に定める事務取扱区分により、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課(以下「貿易管理課」という。)、本省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室(以下「安全保障貿易検査官室」という。)又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。

(2) 輸出事後審査の方法

輸出の事後審査の事務処理については、輸出事後審査事務取扱要領(昭和62年11月6日付け62貿局第323号)により行う。

(3) 質問書

経済産業大臣は、輸出の事後審査のため必要があるときは、輸出規則第5条第1項の規定により質問書を送付し、その回答を求めることがある。

8 許可及び承認の有効期間

8-1 輸出許可及び輸出承認の有効期間

- (1) 輸出の許可及び輸出の承認の有効期間は、輸出令第8条第1項の規定によりその許可又は承認の日から6箇月とされているが、その期間の起算は、許可又は承認した日の翌日から行う。
- (2) この輸出の許可及び承認の有効期間は、その期間内に貨物の輸出申告がなされなければならない期間を意味する。
- (3) 特に必要があると認めるときは、輸出の許可及び輸出の承認の有効期間を上記(1)と異なる有効期間を定める。

8-2 有効期間の延長申請

有効期間の延長の申請は、当該輸出許可証又は輸出承認証の有効期間内に行うことを必要とする。有効期間経過後は、新たに輸出の許可又は承認を受けなければならない。

ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物及びロシアを仕向地とする輸出令別表第2の3第三号の貨物の輸出については、原則として輸出承認証の有効期間の延長を行わない。

(注) 品目別の輸出承認基準には、有効期間の延長を認めないものがあるが、船積の関係等によりやむを得ない場合には、税関において、一定の限度内で有効期間の延長を認めることがある。(12-0-2の(3)参照)

9 法令の違反に対する制裁の通知

10 使用人

11 報告

11-0 根拠

輸出令第11条は、外為法第55条の8に基づく規定である。

11-1 報告の内容

輸出数量等規則を実施する場合の輸出実績等の報告、輸出許可・承認の申請が適正に行われ適法・適正に実行されているか否かを確認するための事実関係の報告を求めることがある。

12 権限の委任

12-0 根拠等

(1) 根拠

輸出令第12条は、外為法第54条第2項に基づく規定である。

(2) 委任の解釈

輸出令第12条の規定により税関長に委任された経済産業大臣の権限は、税関長に専属することとなる。

12-0-1 特定貨物に対する承認権限の委任

輸出令第12条第一号の規定に基づき、税関が行う輸出の承認については、2-1-1の(4)及び別に定めるところによる。

12-0-2 特定事項に対する許可及び承認権限の委任

(1) 輸出令第12条第二号の規定に基づく許可及び承認権限の委任の範囲及び事務の取扱いは、輸出貿易管理令第12条第二号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について(昭和62年11月10日付け62貿第4313号輸出注意事項62第21号以下「権限委任通達」という。)及び別に定めるところによる。

(2) 輸出令第12条第二号のロの規定に基づき保税地域に入れられた輸入貨物を積み戻す場合の輸出承認は、権限委任通達に定める範囲のものに限り税関において行う。

(注) 指定保税地域に搬入されているもの又は保税蔵置場に搬入されているもののうち関税法第43条の3第1項の規定に基づき税関長による蔵入承認を受けずに蔵置されているものを積み戻す場合は、仮陸揚貨物として取り扱われ、原則として輸出特例(4-1-1及び4-2-1参照)となり、保税蔵置場に搬入されているもののうち同法第43条の3第1項の規定に基づき税関長による蔵入承認を受けて蔵置されているもの又は保税工場に搬入されているものを積み戻す場合は、特例とはならず、場合により外為法第48条第1項又は輸出令第2条第1項の許可又は承認が必要となる。

(3) 輸出令第12条第二号のニの規定に基づき、経済産業大臣が輸出許可又は輸出承認に際し、定

めた有効期間の延長は、当該申請者の責に帰すことができないやむを得ない理由がある場合に限り、1月（輸出の承認を行う際に、その有効期間が6月より短い期間に定められている場合は、1週間）まで税関において行うことがある。

1 3 政府機関の行為

輸出許可等事務の取扱区分

外為法及び輸出令に基づく輸出許可等（「輸出許可及び輸出の許可の事後審査」をいう。以下同じ。）の事務は次の区分により行う。

1 輸出の許可

外為法第48条第1項の規定に基づく輸出の許可事務は、次の区分により行う。

1-1 輸出許可申請書の受付け

輸出許可申請書（「申請書」という。以下1において同じ。）の受付けは、経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が行う。

ただし、特に指示をした場合又は本別表1-2-2の規定により安全保障貿易審査課が輸出の許可事務を行う輸出に係る申請書の受付けは、安全保障貿易審査課（別表第2の1-2-2により、本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室（以下「貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室」という。）が輸出の承認事務を行う輸出が含まれているものについては貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室）が行うことができる。

1-2 輸出許可事務の取扱区分

輸出の許可事務は、次の区分により行う。

1-2-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の許可を行う輸出

別紙において当該経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出（包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号。以下「取扱要領」という。）のI4（1）の一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲及び取扱要領のII4（1）の特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲における輸出のうち、取扱要領の別表1（5）又は（8）により一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の効力を失うものとされる輸出及び取扱要領の別表3（7）又は（10）により特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の効力を失うものとされる輸出並びに輸出令別表第1及び第2に掲げられている貨物で別紙及び別表第2の別紙第1において本省が輸出の許可又は承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。）

1-2-2 安全保障貿易審査課が輸出の許可事務を行う輸出

(1) 別紙において安全保障貿易審査課が輸出の許可事務を行うこととされている貨物の輸出及び別表第1の1-2-1により、経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の許可を行う輸出の対象外となっている輸出

(2) 別表第1の1-2-1に掲げる輸出であって、外為法第25条第1項第一号の規定に基づき役務取引許可（「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。）の別紙2-2の1の（2）のイで定める安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行う取引に係るものに限る。）に係る貨物を当該役務取引許可と同時に申請される許可に係る輸出

2 輸出許可証の訂正、変更、分割及び再交付

輸出許可証の訂正、変更、分割及び再交付の申請の受付け及び事務の区分については、1に定める輸出の許可の規定を準用する。

3 輸出の許可の事後審査

輸出の許可の事後審査事務は、次の区分により行う。

3-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課の行う事後審査

経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、それぞれ4に定める管轄区域ごとに別紙

の1に掲げる貨物の輸出（未遂を含む。）について事後審査を行う。

3-2 安全保障貿易検査官室の行う事後審査

安全保障貿易検査官室は、別紙の2に掲げる貨物の輸出（未遂を含む。）及び異例の輸出について事後審査を行うとともにその総括に関する事務を行う。

4 管轄区域

経済産業局又は沖縄総合事務局は、申請者の店舗又は営業所が次に掲げる区域内にあるものについて、輸出許可等の事務を行う。

- (1) 東京通商事務所及び横浜通商事務所
中部経済産業局
近畿経済産業局及び神戸通商事務所 } 全国
- (2) 上記以外の経済産業局 経済産業省組織令第102条に掲げる管轄区域
- (3) 沖縄総合事務局 内閣府設置法第44条に掲げる管轄区域

輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物

- (1) 輸出令別表第1の1の項(1)に掲げる貨物であって、次のいずれかに該当するもの
 - (イ) 空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの
 - (ロ) 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃
 - (ハ) (イ)に掲げるものに用いる銃砲弾
 - (ニ) (イ)及び(ロ)に掲げるものの附属品(暗視機能を有する装置を除く。)
 - (ホ) (イ)から(ニ)までに掲げるものの部分品
- (2) 輸出令別表第1の1の項(2)に掲げる貨物であって、産業用の発破器
- (3) 輸出令別表第1の1の項(3)に掲げる貨物のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品
- (4) 輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号(輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20キログラム未満のものに限り、原子炉用のものを除く。)、第四号ロ、第六号(リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。)、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」又は「い地域②」を仕向地とするもの
- (5) 輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物であって、「い地域①」又は「い地域②」を仕向地とするもの(下記2の(4)に掲げるものを除く。)
- (6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物であって、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの
- (7) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからやまでのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの
- (8) 輸出令別表第1の3の項(2)又は3の2の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの
- (8の2) 輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの
- (9) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「い地域①」又は「ほ地域」を仕向地とするもの(下記の2の(11)及び(17)に掲げるものを除く。)
- (10) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物を除く。)であって、「と地域①」を仕向地とするもの(下記の(10の2)、2の(15)、(16)及び(17の2)から(19)までに掲げるものを除く。)
- (10の2) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの
- (11) 告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの(下記2の(15)及び(16)に掲げるものを除く。)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

- (1) 輸出令別表第1の1(上記1の(1)から(3)までに掲げるものを除く。)の項の中欄に掲げるもの
- (2) 輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで並びに(10)及び(10の2)若しくは4の項(1)、(1の2)及び(2)に掲げるもの(上記1の(4)に掲げるものを除く。)
- (3) 輸出令別表第1の2の項(9)及び(11)から(52)までに掲げる貨物であって、「ろ地

- 域」を仕向地とするもの
- (4) 輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域②」を仕向地とするもの
 - (5) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物であって、「に地域①」を仕向地とするもの
 - (6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」、「は地域①」又は「は地域②」を仕向地とするもの
 - (7) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからハマまで又は第三号ヘからタまでのいずれかに該当する貨物であって、「は地域②」を仕向地とするもの
 - (8) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ニからトまで又は第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物であって、「は地域②」又は「に地域②」を仕向地とするもの
 - (9) 輸出令別表第1の3の項(2)又は3の2の項の中欄に掲げる貨物であって、「に地域①」を仕向地とするもの
 - (9の2) 輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって、「に地域①」を仕向地とするもの
 - (10) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「へ地域」を仕向地とするもの(下記の(18)に掲げるものを除く。)
 - (11) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「ほ地域」を仕向地とするもの
 - (12) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物を除く。)であって、「ち地域」を仕向地とするもの(下記の(17の2)から(19)までに掲げるものを除く。)
 - (13) 告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「と地域②」又は「ち地域」を仕向地とするもの
 - (14) 輸出令別表第1の16の項に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出であって、輸出令第4条第1項第三号イからニまで(輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地とする場合にあってはイ、ロ又はニ)のいずれかに該当するとき
 - (15) 輸出令別表第1の5から13まで又は15の項の中欄に掲げる貨物のうち、総価額が100万円(輸出令別表第3の3に掲げる貨物にあっては5万円)以下のもの(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。)を輸出令別表第3及び輸出令別表第4に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第三号イからニまで(輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地とする場合にあってはイ、ロ又はニ)のいずれかに該当するもの
 - (16) 輸出令第4条第1項第一号に基づく仮に陸揚げした貨物のうち、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第一号イ又はロに該当するもの
 - (17) 輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロに該当するものであって、「ほ地域」又は「へ地域」を仕向地とするもの
 - (17の2) 輸出令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物を除く。)のうち、次のいずれかに該当するものであって、「と地域②」又は「ち地域」を仕向地とするもの
 - (イ) 貨物等省令第6条第二号に該当するマイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したも

の

- (ロ) 貨物等省令第6条第十七号へ(四)に該当するもの
- (ハ) 貨物等省令第6条第十八号に該当する窒化ガリウムを用いた基板
- (ニ) 貨物等省令第6条第二十二号から第二十四号までに該当する窒化ガリウムを用いた基板
- (18) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当するものであって、「と地域②」又は「ち地域」を仕向地とするもの
- (19) 輸出令別表第1の10の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当するものであって、「と地域②」又は「ち地域」を仕向地とするもの
- (注) 「い地域①」から「ち地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

国・地域	地域名												
	い地域①	い地域②	ろ地域	は地域①	は地域②	に地域①	に地域②	ほ地域	へ地域	と地域①	と地域②	と地域③	ち地域
アイスランド		○		○				○		○	○	○	
アイルランド	○									○			
アゼルバイジャン			○		○	○			○	○	○	○	
アフガニスタン			○		○	○			○				○
アメリカ合衆国	○									○			
アラブ首長国連邦			○		○	○			○	○	○	○	
アルジェリア			○		○	○			○	○	○	○	
アルゼンチン	○									○			
アルバニア			○		○	○			○	○	○	○	
アルメニア			○		○	○			○	○	○	○	
アンゴラ			○			○	○		○	○	○	○	
アンティグア・バーブーダ			○		○	○			○	○	○	○	
アンドラ			○		○	○			○	○	○	○	
イエメン			○		○	○			○	○	○	○	
イスラエル			○			○	○		○	○	○	○	
イタリア	○									○			
イラク			○		○	○			○				○
イラン			○		○	○			○				○
インド			○	○				○		○	○		
インドネシア			○		○	○			○	○	○	○	
ウガンダ			○		○	○			○	○	○	○	
ウクライナ		○		○				○		○	○		
ウズベキスタン			○		○	○			○	○	○	○	
ウルグアイ			○		○	○			○	○	○	○	
英国	○									○			
エクアドル			○		○	○			○	○	○	○	
エジプト			○			○	○		○	○	○	○	
エストニア		○		○					○	○	○		
エスワティニ			○		○	○			○	○	○	○	
エチオピア			○		○	○			○	○	○	○	
エリトリア			○		○	○			○	○	○	○	
エルサルバドル			○		○	○			○	○	○	○	
オーストラリア	○									○			
オーストリア	○									○			
オマーン			○		○	○			○	○	○	○	
オランダ	○									○			
ガーナ			○		○	○			○	○	○	○	

国・地域	地域名												
	い地域①	い地域②	ろ地域	は地域①	は地域②	に地域①	に地域②	ほ地域	へ地域	と地域①	と地域②	と地域③	ち地域
カーボベルデ			○		○	○			○	○	○	○	
ガイアナ			○		○	○			○	○	○	○	
カザフスタン		○			○	○			○	○	○	○	
カタール			○		○	○			○	○	○	○	
カナダ	○									○			
ガボン			○		○	○			○	○	○	○	
カメルーン			○		○	○			○	○	○	○	
ガンビア			○		○	○			○	○	○	○	
カンボジア			○		○	○			○	○	○	○	
北朝鮮			○			○	○		○				○
北マケドニア			○		○	○			○	○	○	○	
ギニア			○		○	○			○	○	○	○	
ギニアビサウ			○		○	○			○	○	○	○	
キプロス		○		○					○	○	○	○	
キューバ			○		○	○			○	○	○	○	
ギリシャ	○									○			
キリバス			○		○	○			○	○	○	○	
キルギス			○		○	○			○	○	○	○	
グアテマラ			○		○	○			○	○	○	○	
クウェート			○		○	○			○	○	○	○	
クック諸島			○		○	○			○	○	○	○	
グレナダ			○		○	○			○	○	○	○	
クロアチア		○		○					○	○	○		
ケニア			○		○	○			○	○	○	○	
コートジボワール			○		○	○			○	○	○	○	
コスタリカ			○		○	○			○	○	○	○	
コンボ			○			○	○		○	○	○	○	
コモロ			○		○	○			○	○	○	○	
コロンビア			○		○	○			○	○	○	○	
コンゴ共和国			○		○	○			○	○	○	○	
コンゴ民主共和国			○		○	○			○				○
サウジアラビア			○		○	○			○	○	○	○	
サモア			○		○	○			○	○	○	○	
サントメ・プリンシペ			○		○	○			○	○	○	○	
ザンビア			○		○	○			○	○	○	○	
サンマリノ			○		○	○			○	○	○	○	
シエラレオネ			○		○	○			○	○	○	○	
ジブチ			○		○	○			○	○	○	○	
ジャマイカ			○		○	○			○	○	○	○	
ジョージア			○		○	○			○	○	○	○	
シリア			○			○	○		○	○	○	○	
シンガポール			○		○	○			○	○	○		
ジンバブエ			○		○	○			○	○	○	○	
スイス	○									○			
スウェーデン	○									○			
スーダン			○		○	○			○				○
スペイン	○									○			
スリナム			○		○	○			○	○	○	○	
スリランカ			○		○	○			○	○	○	○	
スロバキア		○		○					○	○	○		

国・地域	地域名												
	い地域①	い地域②	ろ地域	は地域①	は地域②	に地域①	に地域②	ほ地域	へ地域	と地域①	と地域②	と地域③	ち地域
スロベニア		○		○					○	○	○		
セーシェル			○		○	○			○	○	○	○	
赤道ギニア			○		○	○			○	○	○	○	
セネガル			○		○	○			○	○	○	○	
セルビア			○		○	○			○	○	○	○	
セントクリストファー・ネイビス			○		○	○			○	○	○	○	
セントビンセント及びグレナディーン諸島			○		○	○			○	○	○	○	
セントルシア			○		○	○			○	○	○	○	
ソマリア			○			○	○		○				○
ソロモン諸島			○		○	○			○	○	○	○	
タイ			○		○	○			○	○	○	○	
大韓民国	○									○			
台湾			○			○	○		○	○	○		
タジキスタン			○		○	○			○	○	○	○	
タンザニア			○		○	○			○	○	○	○	
チェコ	○									○			
チャド			○		○	○			○	○	○	○	
中央アフリカ			○		○	○			○				○
中華人民共和国			○		○	○			○	○	○	○	
チュニジア			○		○	○			○	○	○	○	
チリ			○		○	○			○	○	○	○	
ツバル			○		○	○			○	○	○	○	
デンマーク	○									○			
ドイツ	○									○			
トーゴ			○		○	○			○	○	○	○	
ドミニカ			○		○	○			○	○	○	○	
ドミニカ共和国			○		○	○			○	○	○	○	
トリニダード・トバゴ			○		○	○			○	○	○	○	
トルクメニスタン			○		○	○			○	○	○	○	
トルコ		○		○				○		○	○		
トンガ			○		○	○			○	○	○	○	
ナイジェリア			○		○	○			○	○	○	○	
ナウル			○		○	○			○	○	○	○	
ナミビア			○		○	○			○	○	○	○	
ニウエ			○		○	○			○	○	○	○	
ニカラグア			○		○	○			○	○	○	○	
ニジェール			○		○	○			○	○	○	○	
ニュージーランド	○									○			
ネパール			○		○	○			○	○	○	○	
ノルウェー	○									○			
バーレーン			○		○	○			○	○	○	○	
ハイチ			○		○	○			○	○	○	○	
パキスタン			○		○	○			○	○	○	○	
バチカン			○		○	○			○	○	○	○	
パナマ			○		○	○			○	○	○	○	
バヌアツ			○		○	○			○	○	○	○	
バハマ			○		○	○			○	○	○	○	
パプアニューギニア			○		○	○			○	○	○	○	

国・地域	地域名												
	い地域①	い地域②	ろ地域	は地域①	は地域②	に地域①	に地域②	ほ地域	へ地域	と地域①	と地域②	と地域③	ち地域
パラオ			○		○	○			○	○	○	○	
パラグアイ			○		○	○			○	○	○	○	
バルバドス			○		○	○			○	○	○	○	
ハンガリー	○									○			
バングラデシュ			○		○	○			○	○	○	○	
東ティモール			○		○	○			○	○	○	○	
フィジー			○		○	○			○	○	○	○	
フィリピン			○		○	○			○	○	○	○	
フィンランド	○									○			
ブータン			○		○	○			○	○	○	○	
ブラジル		○			○	○		○		○	○	○	
フランス	○									○			
ブルガリア	○									○			
ブルキナファソ			○		○	○			○	○	○	○	
ブルネイ			○		○	○			○	○	○	○	
ブルンジ			○		○	○			○	○	○	○	
ベトナム			○		○	○			○	○	○	○	
ベナン			○		○	○			○	○	○	○	
ベネズエラ			○		○	○			○	○	○	○	
ベラルーシ			○		○	○			○				○
ベリーズ			○		○	○			○	○	○	○	
ペルー			○		○	○			○	○	○	○	
ベルギー	○									○			
ポーランド	○									○			
ボスニア・ヘルツェゴビナ			○		○	○			○	○	○	○	
ボツワナ			○		○	○			○	○	○	○	
ボリビア			○		○	○			○	○	○	○	
ポルトガル	○									○			
香港			○		○	○			○	○	○	○	
ホンジュラス			○		○	○			○	○	○	○	
マーシャル諸島			○		○	○			○	○	○	○	
マカオ			○		○	○			○	○	○	○	
マダガスカル			○		○	○			○	○	○	○	
マラウイ			○		○	○			○	○	○	○	
マリ			○		○	○			○	○	○	○	
マルタ		○		○					○	○	○		
マレーシア			○		○	○			○	○	○	○	
ミクロネシア			○		○	○			○	○	○	○	
南アフリカ共和国		○			○	○		○		○	○		
南スーダン			○			○	○		○				○
ミャンマー			○			○	○		○	○	○	○	
メキシコ		○		○					○	○	○		
モリシャス			○		○	○			○	○	○	○	
モリタニア			○		○	○			○	○	○	○	
モザンビーク			○		○	○			○	○	○	○	
モナコ			○		○	○			○	○	○	○	
モルディブ			○		○	○			○	○	○	○	
モルドバ			○		○	○			○	○	○	○	
モロッコ			○		○	○			○	○	○	○	
モンゴル			○		○	○			○	○	○	○	

国・地域	地域名												
	い地 域①	い地 域②	ろ地 域	は地 域①	は地 域②	に地 域①	に地 域②	ほ地 域	へ地 域	と地 域①	と地 域②	と地 域③	ち地 域
モンテネグロ			○		○	○			○	○	○	○	
ヨルダン			○		○	○			○	○	○	○	
ラオス			○		○	○			○	○	○	○	
ラトビア		○		○					○	○	○		
リトアニア		○		○					○	○	○		
リビア			○		○	○			○				○
リヒテンシュタイン			○		○	○			○	○	○	○	
リベリア			○		○	○			○	○	○	○	
ルーマニア		○		○					○	○	○		
ルクセンブルク	○									○			
ルワンダ			○		○	○			○	○	○	○	
レソト			○		○	○			○	○	○	○	
レバノン			○		○	○			○				○
ロシア			○		○	○			○				○
その他の地域			○			○	○		○	○	○	○	

別表第2

輸出承認等事務の取扱区分

輸出令に基づく輸出承認等（「輸出の承認及び輸出の承認の事後審査」をいう。以下同じ。）の事務は次の区分により行う。

1 輸出の承認

輸出令第2条第1項の規定に基づく輸出の承認事務は、次の区分により行う。

1-1 輸出承認申請書の受付け

輸出承認申請書（「申請書」という。以下1において同じ。）の受付けは、経済産業局又は沖縄総合事務局商品輸出担当課が行う。

ただし、本別表1-2-2の規定により貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室が輸出の承認事務を行う輸出に係る申請書の受付けは、貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室が行うことができる。

1-2 輸出承認事務の取扱区分

輸出の承認事務は、次の区分により行う。

1-2-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の承認を行う輸出

(1) 別紙第1において当該経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の承認を行うこととされている貨物の輸出（輸出令別表第1及び第2に掲げられている貨物で別表第1別紙及び別紙第1において本省が輸出の許可又は承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。）

(2) 委託加工貿易契約により外国において加工するため本邦から輸出される貨物の輸出（昭和41年通商産業省告示第170号の一及び二に掲げる貨物に掲げる貨物を本邦に輸入する契約に基づく輸出並びに別紙第1において貿易審査課又は野生動植物貿易審査室が輸出の承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。）

1-2-2 貿易審査課、農水産室又は野生動植物貿易審査室が輸出の承認事務を行う輸出

(1) 別紙第1において本省が輸出の承認事務を行うこととされている貨物の輸出

(2) 輸出令第2条第1項第二号に該当する輸出（本別表1-2-1の(2)に掲げる場合を除く。）

2 輸出承認証の訂正、変更、分割及び再交付

輸出承認証の訂正、変更、分割及び再交付の申請の受付け及び事務の区分については、1に定める輸出の承認の規定を準用する。

3 輸出の承認の事後審査

輸出の承認の事後審査事務は、次の区分により行う。

3-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課の行う事後審査

経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、それぞれ4に定める管轄区域ごとに別紙第1の1に掲げる貨物の輸出について事後審査を行う。

3-2 貿易管理課の行う事後審査

貿易管理課は、別紙第1の2から4までに掲げる貨物の輸出及び異例の輸出について事後審査を行うとともにその総括に関する事務を行う。

4 管轄区域

経済産業局又は沖縄総合事務局は、申請者の店舗又は営業所が次に掲げる区域内にあるものについて、輸出承認等の事務を行う。

(1) 東京通商事務所及び横浜通商事務所
中部経済産業局
近畿経済産業局及び神戸通商事務所 } 全国

(2) 上記以外の経済産業局 経済産業省組織令第102条に掲げる管轄区域

(3) 沖縄総合事務局 内閣府設置法第44条に掲げる管轄区域

別紙第1

輸出令第2条第1項第一号から第一号の八までの規定に基づく別表第2に掲げる貨物及び北朝鮮を仕向地とする貨物並びにベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする貨物（輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までの貨物に限る。）に係る承認事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の承認を行う貨物

- (1) 輸出令別表第2の35の2の項(2)及び38の項の中欄に掲げる貨物(2(2)に掲げるものを除く。)
- (2) 輸出令別表第2の36の項の中欄に掲げる貨物(2(2)に掲げるものを除く。)であって、サボテン科のうちサボテン科全種、そてつ科のうちそてつ科全種(人工的に繁殖されたものに限る。)、ゆり科のうちアロエ属全種、らん科のうちらん科全種(人工的に繁殖されたものに限る。)及びさくらそう科のうちシクラメン属全種

2 貿易審査課において輸出の承認を行う貨物

- (1) 輸出令別表第2の1、19から21の3まで、25及び35の項の中欄、35の2の項(1)並びに35の3、35の4、44及び45の項の中欄に掲げる貿易審査課所掌の貨物(上記1(1)に掲げるものを除く。)
- (2) 北朝鮮を仕向地とする貨物並びにベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする貨物(輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までの貨物に限る。)

3 農水産室において輸出の承認を行う貨物

輸出令別表第2の30、33、34、35の2の項(1)及び45の項の中欄に掲げる農水産室所掌の貨物(2(2)に掲げるものを除く。)

4 野生動植物貿易審査室において輸出の承認を行う貨物

輸出令別表第2の36、37及び43の項の中欄に掲げる野生動植物貿易審査室所掌の貨物(上記1(2)及び2(2)に掲げるものを除く。)

輸出関係書類の記載要領

1 輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書（輸出令第2条第1項第二号に該当する場合を除く。）

1-0 通則

申請者は、輸出しようとする貨物が、次のいずれかに該当するときに所定の申請書を作成する。

- (1) 輸出許可申請書の作成は、外為法第48条第1項の規定に基づく輸出令別表第1の貨物に該当する貨物の輸出の場合に行う。ただし、輸出契約の中の該当する品目に限り行う。なお、(3)に該当する場合には、(3)に従うものとする。
- (2) 輸出承認申請書の作成は、輸出令第2条第1項第一号の規定に基づく同令別表第2の貨物に該当する貨物の輸出の場合に行う。ただし、輸出契約の中の該当する品目に限り行う。なお、品目別輸出承認基準に別に定めがある場合は、当該定めるところにより行う。また、(3)に該当する場合には、(3)に従うものとする。
- (3) 輸出許可・承認申請書の作成は、輸出契約の中に、(1)に基づく輸出許可と(2)に基づく輸出承認が同時に存在する貨物の輸出の場合に行う。
- (4) 輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書の記載事項が多い場合は、当該欄に別紙に記載している旨を記入し、当該事項を記入した別紙を輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書にのり付けする。

1-1 「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄

- (1) 「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄は、個人の場合は本人、法人の場合は代表権者（代表権を委任された者を含む。）に限ることとする。
- (2) 代理申請の場合には、輸出しようとする者の代理である旨を記載し、代理者が記名をする。

例 (イ) ○○代理

○○株式会社

代表取締役 何 某

(ロ) on behalf of (principal's name)

(Agent's name)

1-2 削除

1-3 「取引の明細」の「買主名」等の欄

1-3-1 「取引の明細」の「買主名」等の欄

契約書に記載されている輸出の相手方の名称・住所を記載することとする。なお、買主と支払人がそれぞれ異なる場合は、同欄に当該支払人を併記する。また、展示会への出展のように、輸出をしようとする者が輸出先において自ら貨物を管理し、目的終了後に貨物を日本へ積み戻す場合は、輸出をしようとする者を同欄に記載することとする。住所欄も同様に記載する。

1-3-2 「取引の明細」の「荷受人」の欄

契約書に記載されている荷受人の名称・住所を記載する。ただし、これらを契約書で確認できない場合は、実際の荷受けを行う者の名称・住所を記載する。なお、買主と同一である場合には、「買主と同じ」と記載する。住所欄も同様に記載する。

1-3-3 「取引の明細」の「需要者」の欄（輸出承認申請書を除く。）

貨物を費消し、又は加工する者であって、契約書に記載されている名称・住所を記載する。ただし、これらを契約書で確認できない場合は、実際の貨物の使用者であって貨物の管理責任を負える者の名称・住所（通常は本社）を記載する。この際、加工する者と費消する者が異なる場合には、これらを併記することとし、費消する者を後ろに記載する。また、複数の需要者がいる場

合には、これらを列記することとするが、記載欄に書ききれない場合においては、「別紙」と記載し、添付する別紙に列記する。

なお、輸出時点から全く形状、性質が変更された物を費消し、又は加工する者は、ここでいう需要者には該当しない。

需要者が未定である場合には、「未定」と記載の上、需要者住所は空欄とする。

なお、買主や荷受人と同一である場合には、「買主と同じ」、「荷受人と同じ」又は「買主・荷受人と同じ」と記載する。住所欄も同様に記載する。

また、需要者として貨物の所有者と使用者が異なる場合には、これらを列記することとする。住所欄も同様に記載する。

1-4 「取引の明細」の「仕向地」の欄

1-4-1 「仕向地」の欄

輸出貨物の最終陸揚港の属する国（又は領域、以下同じ。）を記載する。ただし、当該貨物が当該国以外の国で消費又は加工されることが明らかな場合は、消費又は加工される国を記載し、加工される国と消費される国とが異なることが明らかな場合は、消費される国を記載する。

また、相当な理由があつて、仕向地が確定していない場合（例えば、自由貿易港に一旦陸揚げされた後、買主が商機をみて再輸出する場合等）には、次のように記載することができる。ただし、仕向地別に輸出の規制が行われている等の場合には、認められない。

- (例) (1) Unknown (New York Free Zone)
(2) Europe
(3) England Germany or France

(注1) 船舶輸出の際の仕向地は、当該船舶の船籍国又は船籍を取得する予定の国とする。

(注2) 輸出令別表第2の35の2の項(1)に掲げる貨物を他の外国を経由して南緯60度の線以北の公海に輸出する場合にあつては、最終的に経由する国を仕向地とみなす。

(注3) 台湾の英語表記の場合はTAIWANとすること。

1-4-2 「経由地」の欄

貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所を経由地として記載する。

- (例) (1) 仕向地に直送される場合。

Direct又は仕向地の国若しくは地域名

- (2) 積み替えられる場合

積み替えられる国又は地域名

なお、数回積み替えられる場合は、積み替え順どおり列記する。

また、陸揚げされた後、陸送されるときは、次の例による。（仕向地がSwissであつてGenoaで陸揚げされZurichへ陸送されるとき）

Switzerland Via Italy

1-5 「取引の明細」の「商品内容明細」の欄

1-5-1 「商品名」の欄

商品名は、一般的な用語をもって記載する。ただし、同一商品名で、信用状等に記載された名称と異なる場合は、その名称をカッコ書にして記載する。

1-5-2 「型及び等級」の欄

輸出数量、品質等について規制が行われている貨物については、審査に必要な性能、主要材料、品質等を明記する。

1-5-3 「輸出貿易管理令」の欄

輸出貨物が輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に該当する場合にあつては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載する。ただし、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物にあつては、「16項」と記載する。また、輸出貨物が輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に該当し、か

つ、当該貨物の仕向地が同表下欄に掲げる地域に該当する場合にあっては、当該項の番号及び中欄の括弧の番号を記載すること。輸出令第2条第1項第一号の三から第一号の八までの貨物に該当する場合にあっては、貨物名称（輸出令別表第2の3に掲げる貨物の場合は貨物番号）を記載すること。なお、2以上の貨物が同一の輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書に記載される場合には、該当する項の番号を全て記載する。

1-5-4 「数量」の欄

輸出数量の規制品目に限り、計の項に記載する数字の直前及び直後に※印をつける。

(例) ※1, 000※

なお、この場合の記載数量の訂正は認めない。

1-5-5 「価額」の欄

(1) 「価額」欄には、当該貨物の建値も併せて記載する。

(2) 金利等の記載について

貨物代金に受取金利を含めて輸出契約をしているときは、原則として、「総額」欄及び「計」欄には、その合計額を記載することとする。

(3) 輸出貨物代金から仲介手数料、代理店手数料、領事査証料、検数料、検量料及びその他の検査手数料（以下「手数料等」という。）を差し引いて回収する場合には、原則として単価欄に差し引く手数料等を記載し、かつ、「総額」欄の計に当該価額を記載する。

したがって、「総額」欄の計には手数料等を差し引いた差額（回収する総額）を記載する。

(例) 「単価」欄 「総額」欄

	FOB	£ 10, 000, 000.00
Less agent Commission	(3%)	£ 300, 000.00
	計	£ 9, 700, 000.00

(4) 無為替輸出の場合は、当該貨物のFOB（FOB以外の建値の場合は、当該建値。以下（5）において同じ。）価格を「価額」欄に記載する。

なお、FOB価格の算出は、当該貨物を国内において対価を支払って取得したときはその額に、対価を支払っていないときは当該貨物の時価に、輸入された貨物のときは輸入許可された価額に、それぞれ船積みまでに要した経費を加えた額により行う。

(5) 一部無為替輸出の場合は、「価額」欄に当該無為替輸出に係る商品の価額を記載する。

1-5-6 「数量及び総額の増加の記入」の欄

(1) 数量及び総額の増加が予想される場合は、その増加率を記入し、その必要のない場合は、×印を記入する。

(2) 数量の増加の計算は、輸出許可申請書、輸出承認申請書及び輸出許可・承認申請書に記載されている数量の未通関のものを基準として行い、増加率は、2以上の貨物が当該申請書の商品名欄に併記されている場合は、各貨物にその増加率が適用される。

(注) この欄は、単価の変更には適用されない。

2 委託加工貿易契約による輸出承認申請書

2-0 通則

(1) 輸出承認申請書作成は、契約全体について行う。

(2) 輸出承認申請書の記載事項が多い場合は、当該欄に別紙に記載している旨を記入し、当該事項を記入した別紙を輸出承認申請書にのり付けする。

2-1 「申請者氏名又は名称及び代表者の氏名」の欄

申請者は委託者とし、1-1に準じて記載する。

2-2 「契約の相手方」の欄

受託者を記載する。なお、受託者と荷受人が異なる場合には、同欄に委託者及び荷受人を併記する。

2-3 「輸出」の欄及び「輸入」の欄

2-3-1 「仕向地」の欄

1-4-1に準じて記載する。

2-3-2 「商品名」の欄

1-5-1に準じて記載する。

2-3-3 「価額」の欄

当該契約の建値を記載する。

2-3-4 「時期」の欄

輸出の船積の最終年月及び輸入通関の最終年月を記載する。

2-3-5 「数量及び総額の増加の記入」の欄

1-5-6に準じて記載する。

2-4 「加工」の欄

2-4-1 「加工内容」の欄

輸出規則第3条に規定する加工の区分に従い、該当するものを記入する。

2-4-2 「加工賃単価」及び「総額」の欄

(1) 「加工賃単価」の欄

契約上特に定められている場合を除き、記載することを要しない。

(2) 「総額」の欄

輸出貨物代金と輸入貨物代金の差額を記載する。

2-4-3 「加工賃として引き渡す商品内容明細」の欄

加工賃の一部若しくは全部の支払いに代えて当該原材料（副資材を含む。以下同じ。）と同種の原材料若しくは当該加工製品を引き渡すときは、その内容を2-3に準じて記載する。

2-5 「備考」の欄

その他当該契約に係る参考事項を記載する。

3 申請理由書

申請理由書には、輸出することとなった貨物の申請理由及び必要に応じ以下の内容について記載することとする。

3-1 輸出令第2条第1項第2号に係る申請の場合

この場合にあつては、申請理由書に委託加工貿易を行うこととなった理由及び輸入される貨物の数量・価額・品質等が妥当であり、国内市場に悪影響を及ぼさないことの説明を記述すること。

3-2 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物及び同令別表第3の3に掲げる貨物に係る申請の場合

この場合にあつては、申請理由書に当該貨物の具体的内容及び輸出することとなった経緯を記述すること。ただし、「輸出貿易管理令の運用について」1-1（輸出の許可）の（2）の（ハ）の（a）で輸出許可・役務（プログラム）取引許可申請内容明細書を提出することとなっている場合は、この限りではない。

3-3 上記3-1及び3-2以外の申請の場合であつて、輸出許可申請書、輸出承認申請書又は輸出許可・承認申請書の記載事項のみでは申請の内容等が必ずしも明らかでないと思われるとき。

輸出関係書類の訂正又は変更

1 輸出関係書類の訂正又は変更

輸出許可証及び輸出承認証（以下これらの書類を「輸出関係書類」と総称する。）の内容訂正又は変更の必要が生じたときは、以下に定めるところにより訂正又は変更を行う。

2 税関の輸出許可前における輸出許可証又は輸出承認証の訂正又は変更

2-1 申請先

輸出許可証又は輸出承認証の訂正又は変更の申請の受け付け、許可及び承認は、次の区分により行う

- (1) 当該輸出許可証又は輸出承認証に係る許可又は承認を行った機関が本別表2-2に掲げる書類の提出を求めて行う。ただし、訂正又は変更を必要とする事項が当該許可又は承認を行った機関において処理することができない事項に係る場合は、別表第1及び別表第2に定める輸出許可事務及び輸出承認事務の取扱区分に従い経済産業省（輸出貿易管理令第12条第二号の規定に基づく税関長に対する経済産業大臣の権限の委任について（昭和62年11月10日付け62貿第4313号輸出注意事項62第21号）に定める範囲の事項については、税関長）において行う。
- (2) 船積期限の切迫等の特別な事情がある場合には、輸出許可証又は輸出承認証については、軽易な事項に限り、当該許可又は承認を行った本省又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局（又は税関）に連絡し、他の経済産業局又は沖縄総合事務局（又は他の税関）において、それぞれ訂正又は変更を行うことができる。

2-2 提出書類

- (1) 別紙様式による輸出内容等訂正（変更）願 2通
輸出許可証又は輸出承認証の原本及びその写し 1通
訂正又は変更を要することを証する書類 1通
- (2) 輸出許可証を取得した後に承認事項に該当することになった場合又は輸出承認証を取得した後に輸出許可事項に該当することとなった場合等の訂正又は変更の申請についての取扱いは次による。
 - (イ) 輸出許可証を取得した後に輸出の承認の申請が必要となる場合
 - (例) 外為法第48条第1項に基づき取得した輸出許可証の「商品名」欄に記載されている「貨物」が、別表第2に該当することとなり、輸出令第2条第1項第一号に基づき輸出承認証の取得が必要とされる場合
 - (a) 「原許可・原承認内容」欄
この輸出許可申請は、外国為替及び外国貿易法第48条第1項の規定により許可する。
 - (b) 「訂正（変更）の内容」欄
 - この輸出許可申請は、外国為替及び外国貿易法第48条第1項の規定により許可する。
 - この輸出承認申請は、輸出貿易管理令第2条第1項第一号の規定により承認する。
 - (ロ) 輸出承認証を取得した後に、輸出の許可の申請が必要となる場合
 - (例) 輸出令第2条第1項第一号に基づき輸出承認証を取得した後、当該貨物が別表第1に該当することとなり、外為法第48条第1項の輸出の許可が必要とされる場合
 - (a) 「原許可・原承認の内容」欄
この輸出承認申請は、輸出貿易管理令第2条第1項第一号の規定により承認する。
 - (b) 「訂正（変更）の内容」欄
 - この輸出承認申請は、輸出貿易管理令第2条第1項第一号の規定により承認する。
 - この輸出の許可申請は、外為法第48条第1項の規定により許可する。

(ハ) 上記(イ)又は(ロ)に該当する場合のほか、輸出許可証又は輸出承認証の訂正又は変更の必要が生じた場合には、上記に準じて行うものとする。

2-3 申請の処理

輸出許可証又は輸出承認証の訂正又は変更の申請を受け付けた機関は、提出された書類の内容が正確であることを確認した上、輸出の許可又は承認の事務に準じて、処理するものとする。

2-4 税関における輸出許可証又は輸出承認証の訂正又は変更

税関は、上記の規定にかかわらず、次の事項について、当該輸出許可証又は輸出承認証に直接訂正又は変更を行うことができる。

- (1) ミスタイプ、誤記(計算上の簡単な誤記を含む。)又は記載もれの訂正
- (2) 輸出貨物代金の端数調整のための訂正
- (3) 運賃、保険料の変更に伴う訂正

3 税関の輸出許可後における輸出関係書類の訂正又は変更

3-1 輸出関係書類の税関の輸出許可後における訂正又は変更

輸出関係書類の税関の輸出許可後における訂正又は変更は、本別表3-2によるものを除き、認めないものとする。

ただし、外為法第67条第1項の規定により輸出の許可又は承認に付された条件の変更は、当該輸出の許可又は承認に付された条件が輸出又は輸入の履行期間に係るものである場合であって、当該履行期限を経過したときを除き、認めることがある。

3-2 税関の輸出許可後における委託加工貿易契約に係る輸出承認証の訂正又は変更

- (1) 税関の輸出許可後における委託加工貿易契約に係る輸出承認証の訂正又は変更の必要が生じたときは、経済産業大臣の承認を受けて訂正又は変更することができる。
- (2) (1)の経済産業大臣の承認は、本別表2-1に定める機関が次に掲げる書類の提出を求めて行うものとする。

別紙様式による輸出内容等訂正(変更)願	2通
輸出承認証 原本及びその写し	1通
訂正又は変更を必要とすることを証する書類	1通

別紙様式

輸 出 内 容 等 訂 正 (変 更) 願

経 済 産 業 大 臣
_____ 税 関 長 殿

原許可又は承認番号 _____

申 請 者

氏 名 又 は 名 称

及 び 代 表 者 の 氏 名 _____

申 請 年 月 日 _____

住 所 _____

電 話 番 号 _____

次の (輸出許可証) の訂正又は変更を申請します。
(輸出承認証)

原許可、原承認の内容	訂正 (変更) の内容

理 由 _____

※ 許可・承認又は不許可・不承認

この申請は	許可する。
	許可しない。
	承認する。
	承認しない

経 済 産 業 大 臣 又 は 税 関 長 の 記 名 押 印

日 付 _____

資 格 _____

記 名 押 印 _____

注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。

(2) 用紙の大きさは、A列4番とします。

輸出許可証、輸出承認証及び輸出許可・承認証の再交付

1 輸出許可証及び輸出承認証の再交付の申請の受け付け

- (1) 輸出許可証を紛失した場合の再交付の申請の受け付けは、当該輸出の許可を行った安全保障貿易審査課又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が、再交付用の輸出許可申請書2通、紛失した輸出許可証の写し2通及び理由書1通の提出を求めて行うものとする。
- (2) 輸出承認証及び輸出許可・承認証を紛失した場合の再交付の申請の受け付けは、当該輸出の承認を行った貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課が、再交付用の輸出承認申請書又は輸出許可・承認申請書2通、紛失した輸出承認証又は輸出許可・承認証の写し2通及び理由書1通の提出を求めて行うものとする。

2 失効公告

- (1) 再交付の申請を受け付けた経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、失効公告依頼書（別紙様式1）及び紛失した輸出許可証の写し1通を安全保障貿易審査課に提出し、失効公告を依頼するものとする。
- (2) 安全保障貿易審査課は上記1の（1）の申請の受け付け又は（1）の依頼を受け付けたときは、経済産業公報及び通商弘報を通じ、別紙様式2により失効公告を行うものとする。
- (3) 貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課は上記1の（2）の申請を受け付けたときは、経済産業公報及び通商弘報を通じ、別紙様式2により失効公告を行うものとする。

3 再交付

安全保障貿易審査課、貿易審査課、農水産室若しくは野生動植物貿易審査室又は経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課は、経済産業公報及び通商弘報に失効公告が行われたこと及び提出された再交付用の輸出許可申請書、輸出承認申請書又は輸出許可・承認申請書（以下「再交付用申請書」という。）の内容が正確であることを確認した上、輸出の許可及び承認事務に準じて処理するものとする。

この場合、再交付用申請書の許可番号、原許可番号又は承認番号、原承認番号の末尾に「R」の記号を付し、その申請書の右上空白に再交付である旨を明記して、1通を輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証として申請者に交付する。

別紙様式 1

年 月 日

貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易審査課長宛て
局 課(所)長

輸出許可証の失効公告依頼について

上記の件について、下記内容の輸出許可証を紛失した旨届出があり、再交付の申請があったので失効公告について掲載方お願いします。

記

1. (許可番号)
(許可年月日)
2. 申請者名
3. 仕向地
4. 商品名

別紙様式 2

年 月 日

貿易経済協力局貿易管理部又は
経済産業局若しくは沖縄総合事務局の商品輸出担当課

(輸出許可証)
(輸出承認証) の無効通知について

下記内容の (輸出許可証)
(輸出承認証) は 年 月 日をもって無効とし、再交付することと
したのでお知らせします。

記

1. (許可番号)
(許可年月日)
(承認番号)
(承認年月日)
2. 申請者名
3. 仕向地
4. 商品名

輸出確認書(キンバリー・プロセス証明書)の再交付

1 輸出確認書の再交付の申請の受け付け

輸出確認書を紛失した場合の再交付の申請受け付けは、貿易審査課が、輸出承認証1通、再交付用の輸出確認書2通、理由書1通及びその事実を証する書類1通の提出を求めて行うものとする。

2 再交付

貿易審査課は、再交付用の輸出確認書の内容が正確であることを確認のうえ、当該確認書のCertification Number欄の末尾に「R」の記号を付した原証明書番号を記入し、右上余白に「Reissue」と明記し、そのうち1通を申請者に交付するものとする。